

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第2回会議 議事録

第1 日 時 令和4年5月13日（金）自 午後1時00分
至 午後4時51分

第2 場 所 法務省大会議室

第3 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○山本（和） 部会長 それでは、所定の時刻になりましたので、第2回の会議を開会いたします。

本日も御多忙の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は小池委員、山田委員、衣斐幹事が御欠席ということであります。また、笠井委員が15時頃退席の御予定、垣内幹事が15時頃から御出席の御予定と伺っております。

本日の審議に入ります前に、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○西関係官 事務局でございます。本日は部会資料3「倒産（1）」及び部会資料4「非訟事件手続（1）」、これらを配布させていただいております。資料の内容につきましては、後ほどの御審議の際に事務局の方から御説明をさせていただく予定でございます。

なお、本日は前回の積み残しの方から順番に御議論をお願いしたいと考えておりますので、お時間の都合上、部会資料4につきましては次回以降に御審議を頂く可能性もございますが、大変恐れ入りますが、よろしくお申し上げます。

また、本日は参考資料3として、外国法制の調査結果報告書の方を配布させていただいております。こちらにつきましても御審議の御参考にいただければと考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、本日の審議に入りたいと思います。

先ほど事務局からもありましたとおり、本日は前回会議の積み残しの部分から議論を始めたいと思います。前は部会資料2の「第2 民事保全」のうち、16ページの「2 事件記録の電子化」の部分まで御議論を頂いたかと思っておりますので、本日はその次、17ページの「3 裁判書、調書等の電子化」、この部分から御議論を頂きたいと思っております。まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。17ページ「3 裁判書、調書等の電子化」は、民事訴訟手続のIT化の検討において判決や調書が電磁的記録により作成するものとされたことを踏まえ、民事保全手続においても、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などの記録を電磁的記録によって作成するものとするにつき御議論をお願いするものです。

ここでも、2の「事件記録の電子化」において、裁判所に書面でなされた申立て等について仮に例外的に電子化しないケースを設けるとすると、裁判書、調書等の電子化についても一定の例外を設けるかどうかなども問題になると思われ、こうした点も含めて御議論いただければと考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見を頂ければと思います。

いかがでしょうか。特段よろしいですか。今の説明からも、これは2の事件記録の電子化の方に例外を設けるかどうかというところと関連するところかと思っておりますので、それでは、取りあえずこの部分については特段の御意見はなかったということで、次に進ませていただければと思います。

引き続きまして、「4 期日におけるウェブ会議等の利用」について、この部分について御審議を頂きたいと思っております。まず、事務局から部会資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。17ページ、「4 期日におけるウェブ会議等の利用」でございますが、まず、本文(1)の「口頭弁論の期日」は、民事保全手続において口頭弁論を開く際には、民事訴訟手続のIT化において導入されるウェブ会議による口頭弁論の規律を導入することとするものです。

本文(2)及び(3)は、審尋の期日に関するもので、民事訴訟法等の改正に関する要綱において、民訴法87条2項の争点整理としての審尋の期日については電話会議の利用が可能とされ、187条の参考人等の審尋については、簡易な証拠調べとしての性質を有することから、ウェブ会議の利用を可能としつつ、電話会議が可能なのは当事者双方に異議がないときのみとされたことを踏まえ、民事保全手続における審尋の期日についても、その性質に応じて同様の規律を導入することにつき御議論をお願いするものです。

また、保全の審尋の期日に関しては、(注)に記載をしておりますが、現行法上、当事者等が立ち会うことができる審尋の期日が必要とされているものについては電話会議を認めるべきではないといった観点からの議論も考えられるところかと思っております、この点を含めて御議論いただければと考えております。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、この点、(1)から(3)、それから(注)がありますけれども、特段区切りませんので、どの点からでも結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。

○今川委員 大きく2点ありまして、1点目は質問になって、2点目は意見なのですが、まず1点目なのですが、保全部では、弁護士が代理人として付いている場合については当然、裁判官との面接をしている保全部もあります。弁護士が付いていないで本人だけが申し立てる場合はどうなるか分かりませんが、仮に弁護士が付いている場合と同様に面接をするということになると、これを審尋といったときに、争点整理という意味での審尋なのか、証拠調べとしての性質を有する審尋なのか、そこが非常に不分明になるのではないかと、このように考えております。ただ、保全部でも、面接ということをやっておられない地裁もあろうかと思いますが、そこら辺の関係が実務との関係でどうなるのかという点の一つ疑問です。

それから、(注)のところは、これは仮の地位を定める仮処分は、それで本案と同様の効果が発生しますので、ウェブ会議によるということで、電話会議にはよらないという考え方がいいのではないかと、このように思っております。人によっては、今回の改正民事訴訟法における証人尋問と同様の要件を課すべきだという意見もあるかとも聞いておりますけれども、そこまですると迅速性の観点から少し劣る可能性もあり得ると思いますので、ここはもうウェブ会議のみの利用を認めるということではいかかと、このように考えております。

最後ですけれども、(3)の②で、当事者本人を審尋する場合について準用するというのは、当然、相手方が立ち会うということが前提になっているという理解をしていますが、それはそれで間違いないでしょうかという、最後は質問です。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。最後の点は御質問ということかと思いますが、事務当局からお答えいただけますか。

○大庭関係官 今頂いた最後の点の御質問のところに関しましては、審尋の期日に相手方が立ち会うことができるものもありますが、審尋の期日において立ち会わないものもあるの

かなとは思っております。そういうものについてもウェブ会議、電話会議などの導入を同様に検討していくということなのかなと思っていたところでございます。

○今川委員 そうすると、準用するとなっているので、相手方が立ち会わないものについても、当事者双方に異議がないときはとかあるので、保全などで、仮に債権者が申立てをして、決定を出すかどうかというようなときに、債務者が立ち会うということは通常あり得ないだろうと思しますので、少しそこら辺を整理された方がいいのではないかと、そういう視点からの質問でした。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○笠井委員 ありがとうございます。今、今川委員がおっしゃった、（注）の仮の地位を定める仮処分の場合についてウェブ会議のみを認めるという御意見について、私は、法律の制度としては電話会議によるとしておいて、運用としてはウェブ会議が必要なのであれば、するというようなことで、法律の制度としては原案に賛成する立場ですので、その旨申し上げます。

おっしゃる趣旨はよく分かるのですけれども、やはり要審尋事件であっても、例えば出版の差止めの事件などで、予定されている出版物の校正刷りなりを見て、それを見れば大体判断が付くというような場合もあると思しますので、必ずウェブ会議でないといけない、映像がないといけないということではないと思しますし、かつ、急を要する場面を考えますと、電話でしか、音声でしか通じないというような場面で、では審尋をしないのかという話になると、やはり電話であっても審尋をした方がいいに決まっていると思しますので、私自身は原案に賛成する立場でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。今の御意見の趣旨は、仮の地位を定める仮処分についてはよく分かりましたが、保全異議とか保全取消し等についても同様と考えてよろしいでしょうか。

○笠井委員 今のところ同様と考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特段ございませんか。事務当局の方から何か確認しておくことは。大丈夫ですか。

それでは、よろしければ、次に移りたいと思います。次は、部会資料19ページの「5 記録の閲覧等」についてということであります。まず、事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。19ページ「5 記録の閲覧等」は、民事保全手続において電子化した事件記録をインターネットを利用して閲覧等することができるようにするものとするなどについて、御議論をお願いするものです。民事保全手続においては現行法上、利害関係を有する者は事件記録の閲覧等の請求をすることができるが、債権者以外の者は保全命令の申立てに関し、口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は閲覧等の請求はできないとする規律とされております。資料では本文において、この閲覧等の主体やその期間に関する規律を維持することを前提としつつ、民事訴訟手続のIT化における検討を踏まえ、その閲覧等を最高裁判所規則において定める方法により可能とすることにつき御議論をお願いするものでございます。

最高裁判所規則に委任するとして、(注)において①として、利害関係を有する者についてインターネットを利用した閲覧等の請求を認め、②として、申立て債権者及び債務者については、いつでも事件の係属中にインターネットを利用して閲覧若しくは複写をすることができるものとするを記載しておりまして、この点に関して御議論いただければと考えております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点について、どなたからでも御質問、御意見等を頂戴できればと思います。

○今川委員 記録の閲覧のところの(注)の①なのですが、利害関係を有する者は裁判所設置端末と裁判所外端末を用いた閲覧を請求することができるというように書いてあるのですが、非公開の手続で保全というある意味、知られたくないというようなもの、つまりプライバシーとかいろいろなものが入るだろうと思いますけれども、そのときに裁判所端末だけというふうにしてしまうのはいかがかと、すなわち、拡散の防止という視点からそういうことも考えられるのか、非公開の手続ですから、拡散を予防するというところからそういうことが考えられるのかなと思いました。それで、そういうことも考えておられるのかということです。理由は、民訴法においても当事者と利害関係人は裁判所外端末でも見られますけれども、何人かという場合については、裁判所に行ってその端末から見るという立て付けになっておりますので、そういう立て付けも可能なのかなと思って質問いたしました。

○山本(和) 部会長 御質問ということですので、事務当局からお答えを頂けますでしょうか。

○大庭関係官 事務当局でございます。資料に記載をしております趣旨といたしましては、利害関係を有する者については、民事訴訟手続のIT化においても、裁判所外、自宅の端末などから見られるようにするという議論でしたので、そのようなことは民事保全においても認められていいのではないかと趣旨で記載をしていたところでございました。

○今川委員 後でも問題になろうかと思うのですが、破産手続のところでも記録の閲覧のところ、利害関係人について同じような(注)が入っていたと思うのですが、破産の場合は破産者マップとかあり、非常にプライバシーに関することもあるので、やはり裁判所まで来てもらって端末で見るべきではないかというような意見もございます。仮にそういうことを採用するとすれば、非公開手続の中で不統一になってはいけないのかなと思ひまして、そういう質問をさせていただきました。

○山本(和) 部会長 御意見ということですかね。そういう非公開の手続においては、むしろ統一して、利害関係があっても裁判所外端末からの閲覧は必ずしも認めるべきではないのではないかと御趣旨の御意見と承りました。

ほかはいかがでしょう。

○脇村幹事 脇村です。今の今川先生の御意見は、例えば、他の債権者みたいに債権者が競合しているケースなども、先ほどの御意見ですと、当事者ではないので、裁判所に来ないといけないということになりますけれども、そこを含めて仕方がないという御意見と伺っていてよろしいでしょうか。

○今川委員 そこは、どういう方策を採るかということなので、どちらかを採ればそういう

不便が出て仕方がないのかなど、すなわち破産の場合だったら破産者のそういうプライバシーを尊重するという立場を貫いていくのだったら、そうせざるを得ないのかなど、このように考えておりますけれども。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、また破産の問題は多分かなり御議論があるのではないかと思いますが、それは破産のところで御議論いただくこととして、続きまして、部会資料20ページの「6 送達等」ですね、この部分につきまして、まず事務当局から部会資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。20ページ「6 送達等」について、まず、（1）電磁的記録の送達は、民事保全手続における電磁的記録の送達について、いわゆるシステム送達の方法を可能とすることを含め、民事訴訟法IT化関係等の改正に関する要綱と同様の規律を導入すること、また、（2）公示送達についても、その要綱と同様に、公示送達にインターネットを利用した方法を導入することについて御議論をお願いするものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等をお出しいただければと思います。

○井下委員 井下でございます。民事執行における電磁的記録の送達に関しても述べさせていただきましたが、金融機関等としては、自ら当事者となっていない係争等に関し、第三債務者として差押命令や仮差押命令の送達を日常的に受ける立場にございます。そして、各金融機関は、かかる命令の送達を受領した場合に、速やかにかつ正確に対象となる預金払出しの停止等を行うための内部的な体制を構築しております。したがって、システム送達の導入に当たり、金融機関側の体制構築のための負担等も考慮していただきたいところでございます。

さらに、前回の会議におきまして、システム送達を受ける旨の届出を行った者へ送達を行うに当たり、従来どおりの方法で命令書等を送達するか、システム送達によるかを裁判所書記官の判断に委ね、また、かかる書記官の判断において差押えを申立てた者の希望を尊重するべきであるといった議論がなされたと認識しております。特に仮差押え等の送達では、緊急性等が要請されることは理解しておりますが、金融機関が送達を受ける側、特に当事者ではなく第三者の場合、いつ送達が届くか金融機関には分からないこともあり、システム送達を受ける旨の届出をする意思としては、届出後、届出対象、事件単位とするか等様々な制度設計があり得ますが、全てシステムでの送達を期待するのが通常ではないかと思えます。しかしながら、前回議論がなされていたように、システム送達を受ける旨の届出をしていたとしても、裁判所書記官裁量なり申立人の意向によっていずれの形式で送達が行われるか分からないということになりますと、結局、両方に備えた体制、または、システムを構築しなければならなくなり、金融機関にとって負担がかえって増えることになってしまうと思えます。そうしますと、利用を躊躇する方向に作用し得るとの印象を持っております。

これは意見ですけれども、そういった意味で、第三債務者に対するシステム送達の場合

には、基本的にはシステム送達を受ける旨の届出をした場合には、それによらない特段の事情がない限りはシステムで送達するとの規律が可能であれば、望ましいのではないかと考えておる次第です。以上、意見となりますけれども、申し述べさせていただきました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後ですけれども、「7 その他」のところですね、これについて、まず、事務当局から御説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。20ページ「7 その他」ですが、ここまで御議論いただいたほかにも民事保全手続のIT化に関して検討が必要な事項があるかなどについて御意見を頂ければと考えております。資料では（注1）として、書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続については、民事訴訟法IT化関係等の改正に関する要綱の規律と同様とすること、また（注2）として、保全執行に関する手続については、基本的に民事執行の手続のIT化に関する議論を踏まえ、それと同様の規律によってIT化することが考えられるかと思ひまして、それらについて記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、（注1）、（注2）に具体的な事項が記載されていますが、それ以外でも、民事保全について何か、こういう問題があるということをお気づきのところがあれば、御発言を頂ければと思います。

○杉山幹事 幹事の杉山です。その他の（注1）、（注2）に書いてあること自体は賛成なのですが、それと少し違う点で、確認させてください。民事保全法の37条では、一定期間内に本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面とか、すでに本案の訴えが係属していることを証する書面を提出すべきことを命じなければならないとなっていますが、オンラインで申立てをすることになれば、わざわざ書面などを提出する必要はなくて、裁判所の方で確認してもらおうというか、参照してもらえれば足りるという理解でよろしいでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局の方でお考えがあれば、お話を頂ければと思います。

○大庭関係官 事務当局でございます。37条の提出の規律に関しては、申立て等をオンラインですることが可能となった場合には、これらのものもオンラインですることが可能になるところまでは当然かと思っていたのですが、今、幹事から御指摘いただきましたようなところは今まで余り検討していなかったところではあるのかなと思っております、御指摘を踏まえて、また考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 よろしいでしょうか。それでは、その点、御指摘いただきましたので、事務当局で考えていただければと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。先ほどの井下委員の御発言は、7の（注2）のところ、保全執行に関する第三債務者の問題の御指摘であったかと思ひますけれども、民事執行と併せて更に考えていくということかと思ひます。

よろしければ、一応この部会資料2については検討を頂いたということにしたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

それでは、続きまして、部会資料3の方の議論に移りたいと思います。部会資料3は倒産法関係の資料ということになっておりますけれども、「第1 破産手続」の部分から順次御議論をお願いしたいと思います。これもテーマごとに一つ一つ区切っていきたくと思いますが、まず、1ページの「1 インターネットを用いてする申立て等」、これにつきまして、事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○西関係官 事務当局でございます。御説明させていただきます。この論点は、破産手続におけるインターネット申立てにつきまして、民事訴訟手続における検討状況や破産手続の特性などを踏まえつつ、御議論をお願いするものでございます。

まず、(1) インターネットを用いてする申立て等の可否につきましては、破産手続における申立て等につきまして、民事訴訟の手続と同様に、全ての裁判所に対して一般的にインターネットを用いてすることができるものとするにつきまして、御議論をお願いするものでございます。

次に、(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付けでございますが、民事訴訟手続において義務化することとされた委任を受けた訴訟代理人のほか、破産管財人などについて、破産手続の特性などを考慮して別途の議論があり得るかといった点につきまして御議論を頂戴できればと考えております。また、ここでは(後注)として、破産管財人を債権届出の提出先とすることについても取り上げておりますので、こちらの点につきましても御意見を頂戴できればと考えております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

この部分は、少しそれぞれについて御議論がありそうな感じがしますので、大きくは(1)、(2)、それから(後注)の部分ということになると思いますが、まず(1)、インターネットを用いてする申立て等の可否の部分について、御意見あるいは御質問があればお出しを頂ければと思います。

○今川委員 結論は賛成なのではございますけれども、少し事件管理システムで、本来ここで議論すべきことではないのだろうと思うのですが、破産債権者による債権届出ということが書いてあるので、御質問しようと思いましたが、破産宣告を受けたら、知れたる債権者には破産債権の届出書を各債権者に郵送されていると思うのですが、そのときに今、QRコードなんかで簡単に登録できるというようなことがありますけれども、そういうことも考えられると非常に処理というものが迅速性を増すのではないかという視点からの質問です。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。御質問ということですかね。これは事務当局がもし答えられることがあれば。

○脇村幹事 後に出てくる義務化も含めて議論されることかもしれませんが、そういった届出をある意味、円滑にしていく方法として、いろいろな御意見があろうかと思えます。恐らく一方で、いずれにしても債権届出であっても裁判所に対する申立てでございますので、迅速性だけではなくて、なりすまし等の防止を含めたセキュリティもしないといけないということかと思えますので、そういったQRコード的なものがないかどうかということとは、恐らくそういったことを含めながら考えていけないといけない問題かなと思って今、伺っていました。ただ、いずれにしても使いやすくしていくという方策として、いろいろなアイデアを出していただくことは、いずれにしても必要であろうかと思えますので、是非また御意見いただければと思います。

○山本（和）部会長 今川委員、それでよろしいですか。

○今川委員 はい、知れたる債権者ということで申し上げたので、誰でもということではございません。債務者の方が、この方は債権者だよと届け出ている場合に、本人確認はそれでできているのだらうと思いますので、そういう意味でQRコードを使ったらどうかと、こういう質問でした。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○櫻井委員 ありがとうございます。（1）に関して、インターネットを用いてする申立て等の可否に関してはできるようにすることに賛成ですけれども、その際、民訴で今、試行が始まっているような、PDFによるだけではなく、特に破産申立ての場合は、申立書そのものがある程度定型書式化されてますので、フォーム入力できる形式にするとか、債権者一覧表や財産目録等に関しては、たとえばエクセル形式、あるいはデータベース形式のファイルで出すことができれば、その後の事件管理、破産管財人の事件処理も含めて、非常に利便性が高まるのではないかと思います。これはシステムに関わりますが、そういった形式も含み、具体的なシステムの構築を併せて考えていただくことを是非お願いしたいと思います。

その際に、これは少し先走るような話なのですが、定型のものをいろいろなファイル形式でとりますと、各裁判所で統一した書式等になりやすいかと思うのですが、各裁判所でそれぞれ、例えば同時廃止の基準、あるいは自由財産の範囲など、運用上いろいろな工夫をされて、それぞれ独自の形でやっておられる部分がありますので、全国的に基盤の部分というのは共通でいいと思うのですが、各裁判所での運用の自由度も残せるような形で考えていただければと思っています。希望も含めて意見です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 幹事の杉山です。（1）の申立てができるようにするという点は賛成でございます。一つには、まず、倒産手続の開始の場面ですと、倒産手続そのものへのアクセスを容易化して倒産へのハードルを下げるという効果もあると思いますし、申立て後は事務処理を迅速、効率化するという点でも、オンライン申立てができるようにすることは望ましいと思っています。ただ、倒産の場合には、申立てその他の申述で申立て等とされるもの以外に、債権届出もありますし、資料の2ページ目の上から2行目以下の、義務化するかというところで、管財人の申立ての例として、職務行為に関する許可の申立てのほか、裁判所に対する認否書みたいなものの提出など幅広いものがあるという記載があります。ということは、ここの申立て等にはそのような書面の提出も含めて考えればいいのか確認させていただければと思います。もちろんこのような書面の類もオンラインで提出することができれば便利と思いますが、今度、義務化の問題を考えていくときに、何が申立て等にあたるのかという点は細かく詰めて考えていく必要があるかと思いますので、御質問させていただき次第です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それではこの点、事務当局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 申述も含みますので、幅広く当たるということの理解を前提にしていました。あと、民事訴訟の議論を少し敷衍すると、いわゆる申述に当たらないものの例としては、恐らく証拠の写しみたいな、証拠そのものかもしれませんけれども、そういった議論はあ

りましたが、それ以外のものは基本的に申述に当たるということが多いのではないかというこの前提で議論がされていたと思っています。そういう意味では、ここで申立て等について、恐らく裁判所に出す報告書的なものは含めて、全部入ってくるのかなと理解はしていました。もしかしたら少し私が幅広く考えすぎかもしれませんが、イメージとしてはそういったことを考えていたところでございます。

○杉山幹事 はい、分かりました。

○山本（和）部会長 それでは、ほかにこの（１）の部分で御意見があれば、御質問でも結構ですが、伺えればと思いますが、よろしいでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。先生方のご意見と重複する部分もあるのですが、結論としては、破産手続についてもインターネットによる申立てを行うことができるようにすることについては、もちろん賛成です。国民の利便性も高まると思いますし、裁判所としても事務処理の効率化に資するものと思っています。民事訴訟法改正に伴って事件管理システムが構築されるのであれば、破産手続においても同じシステムを利用できるのではないかと考えていますけれども、破産申立てにおいては、債権者一覧表とか家計表などの重要な項目として数字の入力を求められることがすごく多いと思っていて、そうであれば、確定申告のe-Taxのような入力項目がフォーマットになっているような独自の入力画面を構築することも考えられるのではないかという意見を持っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。具体的な事件管理システムですかね、そのシステムの在り方については、何人かの委員、幹事から御意見あるいは御希望が述べられたかと思いますが、基本的には（１）それ自体については大体賛成の御意見が多かったかと思います。

○河村委員 ありがとうございます。手続のことはそれほどよく知らないのですが、また一般的な意見になりますけれども、インターネットでできるようになるということ自体には基本的には賛成なのではございますけれども、先日の議論もそうなのではございますけれども、どのような技術的方法がとられうるかということが決まっていないう中で、何となく賛成するということには抵抗があります。例えば、直近の委員の方は入力フォーマットということをおっしゃいましたし、PDFだけではなくてエクセルとかデータベース形式というお話もありましたけれども、やはり私が気になりますのは、要するに、改ざんという問題です。関係者の方たちが裁判所の方なので、わざと改ざんする人はいないかもしれませんが、ただ、デバイス上触ればすぐ変わってしまうような形のデータで数字等がやり取りされるというのは、うっかりしたヒューマンエラーというのは起きると思うので、そういうことは考えた方がよいと思います。後からデータとして扱いやすい一方で、うっかりした変更がなされてしまうということがあるので、そこは十分気を付けた方がいいのではないかと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。重要な点の御指摘であったかと思しますので、民訴の議論のときも、鶏と卵というか、どういうシステムであればこういう規律になるのではないかと、みたいな話が一方であり、しかし、システムを作るにはこういう規律を前提にしなければいけないという、なかなかどちらが先にという決まり難いところはあるわけではありますけれども、今の御意見も含めて、またもう少し次の段階になれば、より具体的な議論があるいはできるかもしれませんので、その点はまた引き続き御議論あるいは御意見を頂ければと思います。

それでは、また戻っていただいても結構ですが、次に（２）の方ですね、今度は申立て等の義務付け、いわゆる義務化といわれる問題についてということでありませけれども、この点につきましてはいろいろ多分御意見があるのではないかと思いますけれども、御質問でも御意見でも結構ですので、御自由にお出しを頂ければと思います。

○小畑委員 小畑でございます。第１回目ですので、倒産実務家の観点から、少し長くなるかもしれませんが、申し上げます。

まず、申立て等の範囲の問題ですけれども、倒産法におきましては、破産手続開始申立て等の問題と、破産管財人の報告、各種申立ての問題と、それから、債権者による債権届出等の手続参加の問題、この三つに分けて、義務化の範囲についても検討する必要があると考えております。

まず、破産手続開始申立て等についてでございますけれども、破産事件の代理人選任率につきましては、研究会のときに９２％程度だとお聞きしております。民事再生、会社更生においては、ほぼ１００％ではないかと思っております。したがって、手続申立てに関しまして、私個人としては原則義務化すべきであると考えておりますけれども、民訴と同じ規律であっても、倒産手続の申立てにおけるＩＴ化の進展について大きな問題は生じないのではないかと考えております。また、本人申立ての多くは裁判所に御本人が持ち込むということで破産申立てがなされていると思いますので、また、定型化された書式を用いた申立てが多く行われているということをお察しますと、先ほどのシステムの議論に関係してきますけれども、フォーマット入力ができるようなシステムを構築すれば、義務付けなくても、申立て段階におけるデジタル化というのは容易に実現できるのではないかと、この点について裁判所に大きな負担を掛けるということもないのではないかと考えております。

次に、破産管財人ですが、ここが、民訴と大きく異なるというところだと思います。破産管財人による各種手続の遂行というのは破産手続の根幹ですので、電子申立て等の義務付けは破産手続全体のＩＴ化において必須のものと考えております。要するに、破産管財人については電子申立ての義務付けを行うべきだと考えています。制度的には、民事再生、会社更生も含めまして、裁判所から選任された機関については電子申立てを義務付けるという規律で検討すべきではないかと考えています。

ところで、破産、再生、更生の各管財人は様々な訴訟の当事者になります。否認の訴えや各種実体法上の請求権、これを提起することも、受けることもあります。それから、債権届出に関しましては、受継訴訟等、債権確定に関する各手続についても当事者となります。しかし、ここは民事訴訟では義務化の対象になっていないということになります。他方で、例えば否認の請求とか債権の査定とか、これは破産手続の制度だから、もし破産管財人を義務化の対象にすると、義務化の対象になるということになると思います。例えば、否認の請求は義務化なのだけれども、否認の訴訟になると義務化ではないというようなことが、起きてしまうということになります。私の個人的意見ですけれども、破産管財人については、その職務内容全てについてＩＴの義務化を及ぼすべきであって、ここは、例えば民訴で対応できないということであれば、破産法で規律するということが検討すべきでないかと思っております。

最後になりますけれども、債権者による債権届出、各種申立ての問題ですけれども、こ

これは民訴の規律とやはり全く異なる問題だと思っています。倒産手続において、債権届出の代理人選任率がどの程度であるかというのは、事案や債権者構成によって全く異なると思いますけれども、どんなに多い事案であったとしても、数%程度であると思っています。私は今、会社更生事件の管財人をやっておりますけれども、債権者の代理人の選任率というのは2%くらいです。数%だけに電子届出を義務付けても、債権届出のIT化に関しては大きな意味はないと思いますので、ここは民訴とはやはり異なる規律が必要であろうと思っています。

破産手続のIT化というのは、一般的なIT化の議論とは別に、債権届出をめぐる議論が大きくなってきたというところがあります。債権者の多数事件や海外居住者がたくさんいる事件、こういう事件にいかにか適正かつ迅速に手続を進行するかという観点からの議論が必要であり、ここは民訴とは大きく異なるというところで、倒産特有の問題として検討すべきではないかと思っています。私の全くの個人的見解でありまして、批判覚悟で申し上げれば、倒産手続のIT化を名実ともに実現するためには、電子届出を原則として行うという制度設計にして、ITの弱者に対しては例外的に書面届出を認めるという方向で検討すべきではないかと考えています。これはIT弱者を切り捨てるというようなものではなく、IT化を進展させるという観点から、このような制度設計を考えているということでございます。これであれば、IT弱者ではない、先ほど来御発言をお聞きしましたけれども、例えば金融機関においても、IT化の方に踏み込めるのではないかと考えております。

倒産手続においては、債権者の権利行使を補完する制度として、代理委員の制度や、債権届出を失権させないようにする自認債権制度等もありまして、最終的にIT化によって債権届出ができないという方がいらしても、これを補完する制度というものは現実に存在しており、これをもう少し拡充する方向で検討を進めるということもできるのではないかと思います。制度全体の中でIT化をどう実現するか、民事訴訟のIT化とは異なる観点からの検討も必要であると考えているところでございます。

以上は意見でございます。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。全般にわたって詳細な御意見を頂いたかと思っております。

ほかに、この義務化の部分について御質問、御意見等、お出しを頂ければと思います。

○河村委員 義務化のところについてなのですが、この場の空気として、原則は全部義務化だというような流れになっていくとしたら、私はそこに一言言っておく立場かなと思っています。やはり民事訴訟手続のところであったように、弱者といわれるような人たちのことを考えて、そういう人たちには義務化をしないというのを踏襲した方がいいのではないかというのが私の意見です。ただ、他の委員の方がおっしゃったみたいに、原則義務化なのだけれども例外を設けておくという意見もあります。原則があつて例外を設けるのか、どちらでも許容される範囲を作っておくのかということはあると思います。私が申し上げたいのは、先ほどの卵が先かという話もありますけれども、どのようなシステムになるのか、方法になるのかが後から決まっていくということで、つまり、ここは義務化でいいと流れていって、しかし具体的にはどんなものになるか分からないという議論の流れに対して危惧しています。ですから、初めて入る制度なわけですから、最初はそれほど

義務化のところを広げておかないで、いずれ、とても使いやすい、それこそ紙で書くより簡単になるようなものになるかもしれないし、実はそれほど優秀なシステムデザインにならないかもしれないわけです。すごく辛口に申し上げれば、行政が作るシステムで使いにくかったもの、これまでも山のようにあったりもしましたから、最初はやはり抑えておいて、具体的システムを見据えながら、いつでもそのルールを少しずつ変えていくという形でいいのではないかというのが私の意見です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○富田委員 ありがとうございます。私も今の河村委員の御発言と似たようなというか、この義務化の範囲を広げることについては極めて慎重であるべきではないかという立場で1点、意見を申し上げさせていたいただきたいと思います。

これまでの議論でもありましたとおり、倒産においては債権者が複数に及ぶことが想定されますので、インターネットによる申立ての効果が見込まれるということ、このことはIT化を進める上で非常に大事なことだと思います。一方で、私ども労働者は、倒産になった場合に未払い賃金などの労働債権の手続をすることになるのですが、労働者の多くは通信環境がスマートフォンしかない、若しくはパソコン等での書類作成がそもそも不慣れであるといったような場合が多く、そもそも倒産という非常に精神的苦痛の中で、申立てしようとした際、インターネットでの申し出がハードルとなり、申立てすること自体を断念せざるを得ないようなケースも少なくないのではないかと考えております。したがって、これは非常に難しいところだと思うのですが、できる限り入口は広くしておいて、IT化の進展などを見ながら徐々に規律を変えていくといったような進め方もあるのではないかと考えたので、意見させていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 ありがとうございます。少し前の小畑委員の、債権届出の義務化の範囲を広げるべきだという議論ですが、多分、前回、配当表に直結するようなものを民事執行手続においてもIT化を広げていくべきだということと恐らく軌を一にする御意見だと伺いました。そのとき私が申し上げたのは、現在国会で審議されている民事訴訟法改正法案でB案が採られているということと整合しないのではないかということをおっしゃりましたが、それと同じことをやはりここでも言わざるを得ないのかなと考えております。それとともに、今、前回とは違う御提案もされたわけですね、IT弱者を例外的に義務化から外するというような規律の仕方というのを考えてはどうかというのですが、精査したわけではないので、直感的には、IT弱者を定義し切れるのかという問題がやはりあるのだろうと、法制的にそれが可能な状況なのかどうかというのは私は極めて疑問なので、やはり私はこの債権届出についてもB案的に考えるべきだろうと考えております。

そして、銀行等のヘビーユーザーの方、リピーターになり得るヘビーユーザーの方は、債権届出をIT化することにメリットがあると自ら思われれば、どんどんそちらの方に進めていかれると思うのです。ですので、義務化しなくてもIT化はそういうカテゴリーの債権者にとってはそういう方向に進んでいくと思いますので、私は取りあえずやはり、債権届出についてもB案で始めるべきだと思います。

それから、破産管財人について小畑委員がおっしゃったことは、もっともだと思います。訴訟手続についても破産法で手当すべきだということをおっしゃいましたが、それ

ももっともだと思いました。それについて異論があるわけではなくて、むしろ民事執行のところで私、気付かなかったのですが、強制管理その他の収益執行における管理人についてもやはり同じような問題を生じ得るので、そちらについても、管理人についてもやはり民事執行法の手続の際にIT化の議論を別途すべきではないかと感じた次第です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。インターネットを用いてする申立て等の義務化の範囲について、破産管財人と保全管理人についてもインターネットによる申立て等を義務化してはどうかという意見を持っています。この点は、破産手続に限らず、裁判所が選任する清算人、監督委員とか調査委員とか、また、今回のテーマではないですけれども、成年後見人であるとか、相続財産管理人、不在者財産管理人などとも平仄を合わせる必要がある部分なのではないかということも考えておりますので、横断的に検討すべきではないかとも考えています。つまり、これら裁判所が選任する他人の財産を管理監督する者については、別途検討することもよいのではないかと思います。もちろん司法書士や弁護士が就任した場合については当然、義務化ということは全く問題ないと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 義務化のところで、先ほどおっしゃった債権届出の義務化ですけれども、これについては実務家の中でも非常に大きく意見の分かれているところであるということの一つ申し上げておきたいと、義務化すべきでないという、先ほど河村委員とか富田委員がおっしゃった、そういう理由で義務化すべきでないという意見も強くあるということの一つ申し上げておきたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、少し話が（後注）のところなのですけれども。

○山本（和）部会長 （後注）のところは別にまた御議論いただいた方がいいかと思いますが、取りあえずは（2）の本文のところ、義務化のところに絞ってと思っているのですが。

○今川委員 そうですか。私がQRコードを使ってどうですかと言ったのは、義務化は目標として達成すべきなのだろうとは思いますが、そのときに行く段階というのをやはりシステムをどういうふう考えていくのかというのは非常に重要で、例えば、QRコードを使ったからどれだけ進むのか私は分かりませんが、先ほども、パソコンはないけれどもスマホを持っているということであれば、QRコードで簡単にできるのではないかと、こういうふうに思ったりしますので、そこは運用をどうするかという、つまり事件管理システムをどうするかというところを考える必要があるのかなと、このように思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、この義務化の論点について。

○小畑委員 皆さんの御意見は承った次第なのでございますけれども、この義務化で問題としているのは債権届出の問題でございます。債権届出を、例えば、できないという人たちに対して、それによって制度的に債権が失権しないようにしていくというような方向で議論することもできるのではないかと思います。要するに、債権者が、その権利を失うと

いうことをどう防ぐべきかというところから、代替できるのではないかというのが一つの考え方です。例えば、民事再生法には自認債権制度がありますし、個人再生手続であれば債権者一覧に届出の効力がありますので、併せて議論していくべきではないかと思います。

もう一つは、債権者の大部分は書面での届出ができるという状況になるわけです。債権者が代理人を選任したときのみ電子届出が義務付けられることとなります。そうすると、書面届出をあえてデジタル届出に変えるという動きになるのか、例えば金融機関とかリース会社とか、そういう方向に本当に動くのかというところの危惧があります。結局、現状のとおり書面で送付をして書面で返してもらうということになってしまい、後ほどの通知のところでもお話ししますが、これによるいろいろなコスト等の問題をIT化によって解決することがなかなか難しくなるということを危惧しているということですので、御理解いただければと思います。先ほど出ました労働者の債権につきましても、基本的には優先的な債権者でもありますので、このIT化によって不利益を受けるということはないと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。あるいは、事務当局から何かございますか。

○脇村幹事 破産管財人に関して御意見いただいたところ、1点だけ、考えているというか、部会資料を作るに当たって考えていたことを一つ述べさせていただきますと、恐らく破産管財人が出てくる場面としては、正に破産手続それ自体について裁判所との関係でいろいろやるケースと、民事訴訟、破産手続外で何かやるケースの2パターンあるのかなと思っております。それぞれについて義務化すべきではないかと御意見いただいたと承知しているところでございますが、私どもで別に結論について何かというわけではないのですけれども、検討するに当たって、恐らく二つについては、それぞれについて別々に考えていただく必要があることではないかと思っております。破産管財人が破産手続自体に関与するケースについては、正に破産管財人がその職務として破産手続に協力していくというか、職務としてやっているケースだろうと思っております。それについてそういった観点から義務化するということは考えられることかと思っておりますが、一方で民事訴訟のような、そういった訴訟に出てくるケースについて、当該訴訟に関して何かするとき、どうやってその義務化を正当化していくかは、少し何か視点が違ってこないのかな、あるいは一緒なのかもしれませんけれども、そこは少し御議論いただきたいと思っております。結論において同じだという御意見もあるでしょうし、違うということもあるでしょうけれども、何か破産管財人だから、あるいは、ということだけで全て一律に決まるのかというと、少し違うのではないかとというのが少し気になっていたところでございますので、また御意見いただければと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

今の事務当局から提示された問題点も含めて、この点、また何かあればと思いますが、今日の段階ではこの程度でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ここはかなり、予想はされていたことかもしれませんが、御議論が分かれたところになったかと思っておりますので、引き続き御議論いただくことになろうかと思っております。

それでは、少しのけておりました（後注）ですね、債権届出の提出先の問題、破産管財

人に提出できるという規定、規律を設けることについてということですが、今川委員、失礼しました、先ほど途中で止めてしまいました、御発言をお願いいただけますか。

○今川委員（後注）のところなのですけれども、東京地裁方式とか大阪地裁方式、いろいろな方式が倒産についてはあるようでして、全ての大阪地裁で破産管財人をしている弁護士に聴いたわけではないのですが、こういう裁判所の許可があった場合に破産管財人にその提出をするといったようなのはまずやっていないという意見なのです。そういう方々の意見を聴くと、不必要ではないかと考えます。ただし、どういうものについて必要なのかということをもう少し具体的に議論していかないと、ただ入口でいいか、駄目かというだけの話になりますので、そこの具体的な議論、例えば、債権者に対する通知なんかだったら、破産債権者の数が1,000人以上で相当と認められたときは通知しなくていいとか、そういうような規定も破産法にありますので、そこら辺の具体的な議論をしていかないと議論が深まらないのかなと、このように考えました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 度々申し訳ありません。基本的に、IT化が実現してシステム上の届出が可能になって、事件管理システムの中で届出ができれば、破産管財人への届出は必要ではないのではないかという疑問が当然あると思います。しかし、実務的には、個別事案で、カスタマイズされた電子届出が必要となるケースが必ず出てきます。通常の破産事件を想定したシステムではカバーし切れないというふうに考えられる場合、研究会のときも申し上げたと思うのですけれども、そういう場合があり得るので、原則として破産管財人に対する届出を認めるということではなく、例えば、破産管財人への届出の方が相当と考えられた場合に、裁判所が、許可または決定によって破産管財人への届出を認めた場合には、破産管財人への届出を認めるという規律が必要ではないかという趣旨で申し上げたものです。

例えば、債権届出数が90万人で、会社更生の事案がございましたが、裁判所のシステムに債権届出をしていただいて、管財人がそこから認否作業を行うとすれば、認否に何年も掛かるということになります。このような場合には、債権届出、調査、会社更生ですので議決権行使、弁済と、これを全部貫徹できるシステムを開発して、それに基づいて債権調査を行う、この事例の場合は電子届出は認められなかったもので、バーコードを付けて届出書を送付し、管財人が認識している債権額を記載して、一件一件債権届出書を作成して送付しています。債権認否においては、バーコードで読み込んで、システム上、その認否書を作成し、管財人の認識額と相違する場合には、別の金額を自分で書いていただいて、その金額を改めてシステム上に読み込んで、そこから認否作業を行っていく、そのシステム上の作業で債権を確定させ、議決権の内容も確定させる、という方法で債権調査を行っています。この事案において、例えば裁判所のシステム、一般的な破産事件に対応できるようなシステムができるとは思いますけれども、それで債権調査を行うことは現実的には不可能であろうと思います。管財人がシステムを作ったので、届出期間4か月、調査期間2か月で債権調査を行うことができました。そのような事案が私の経験でも複数ありますし、管財人経験者に聴けば、少なからずあると思います。例えば、海外居住者多数の事件については、そもそもどうやってその届出をしてもらうか、郵便物すら余り届かないような地域もありますので、それに相応したシステムの構築というのはやはり必要になってくると

思っています。一般的に網羅的に破産管財人への届出を認めるという趣旨で、申し述べたものではないということを御理解いただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。御趣旨がよく分かりました。

○山下委員 井下でございます。破産管財人に対する債権届出の必要性や法的許容性についての議論はひとまず置きまして、仮に破産管財人に対する債権届出がなされることになった場合について考える場合、債権届出をしたという証跡がきちんと残るようなシステムとなるか、あるいは破産管財人の退任や交代などが生じた場合に記録がきちんと引き継がれるか、といった懸念があることを申し伝えたいと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○山本（克）委員 再三失礼します。部会長も覚えておられると思うのですが、倒産法の改正の際に破産管財人に対する届出を認めるかどうかという議論は、倒産法部会でやったわけです。そのときも東京対大阪の構図になって、まだ引き継がれているなどというのはやじ馬的には面白いのですが、そこはともあれ、私はそれが認められなかった最大の理由は、やはり時効の完成猶予との関係で、今、全銀協の方から御指摘があった御懸念ですね、単に時効の完成猶予がいつ生じたかというような証明を債権者がすべき問題だとは民法は考えていないのではないかと。つまり、公的な機関に、主として裁判所ですが、裁判所が受け付けたという、そういう事実を公証されることが時効の完成猶予の基本的な構造、民法の考え方ではないかと、それを、幾ら裁判所選任に係るものであって、ある程度公的な性格を持つ管財人が受け付けたということで代替するというのは無理ではないかという議論であったと私は認識しておりまして、その部分については現在も変わることがない。（後注）の最後の方に書いてありますように、むしろIT化すれば、届出のIT化ではなくて記録のIT化が進めば、管財人に対する届出を認める必要はむしろ減ずるのではないかという印象を持っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。私も当時の議論を今、思い起こしているところですけども。

○青木幹事 ありがとうございます。青木です。今の（後注）のところですけども、破産管財人に提出するという、現在一部で行われている運用を明文で定めるという御提案かと思っております。債権届については、例えば裁判所に対して破産債権者としての確定を求める訴訟行為だというような説明がされているところで、御提案によっても裁判所に対する申立てであるという位置付けを変更するものではないということかと思っております。

その上で、今、山本克己委員からも指摘があったところではあるのですが、平成16年改正の際に、破産管財人への提出の時点で現行法では消滅時効の完成猶予の効果が生じるとすると、少なくとも提出の時点が確実に管理されるという必要があり、それが破産管財人にとって負担になるという問題が指摘されていたのかと思っております。ただ、そもそも必要なかという問題はあるのですが、その点はおくとして、IT化によって確実かつ負担なくそれを管理するシステムが利用できるようになるのであれば、破産管財人への提出を認めるということも考えられるのかなとは思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。事務当局から、もし何かコメントなりがあれば。

○脇村幹事 恐らくこの問題は、現実的に今、小畑委員からおっしゃっていただいたとおり、将来的にシステムがうまく作れた場合には、全て解消できるかどうかという問題はあるかもしれませんが、やはり多数のケースについて、ある意味、管財人の方で集約を一元的にしやすくする一つの方策として運用がされているケースを、完全な運用に任せるのか、何らかの手当てをするかというところかなと思ひまして、そういう意味でニーズ自体があること自体については御指摘のとおりなのかなという印象は抱いたというのが正直なところです。ただ、それを法律で書く上で、先ほど時効の完成猶予の話がありましたが、債権届出を管財人にした場合に、それが裁判所以外に対してしたものということだとすると、本当に民法でいう裁判上の請求に当たるのかどうか、仮にそれが裁判所に対してのものでないということになると、別途手当てが必要なのかどうかといったことは、今改めて伺っていて、少し考えないといけないのかなと思ひました。

一方で、更に言えば、恐らくこの後、この点は（後注）についてどう膨らませていくか、あるいは今日の意見を聞いてどうするかという点がありますけれども、管財人に対して一元的に、つまり、管財人のみにしかできないという制度にするのか、並列的、許可があったとしてできるかどうかということとか、そこら辺は時効の完成猶予をどう考えるかによるかもしれませんが、そういったことも含めて、少し私たちの方でも整理をしていきたいと思ひます。

ただ、いずれにしてもここで考えているのは、今日の議論を伺っていて一定のニーズがある、恐らくそのニーズがあるケースというのはそれほど多くないという怒られるかもしれませんが、一律というわけではないということも前提に、ただ、そういったニーズについてこたえるようなものを何かできるかどうか、少し考えさせていただいた上で、改めてお諮りさせていただきたいと思ひているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。最後に言われたところですが、破産法も確か中間試案では、債権者が選択できる、管財人と裁判所、どちらかへ提出するというような案が残っていた、最終的には、しかし、それが消えたということだったように記憶しておりますが、いずれにしろかなり議論が必要なところだと思ひますが、一定のニーズ、あるいはそれに基づく実務が行われているということは事実かと思ひますので、いずれにしろ引き続き当部会でも御議論を頂くことになるのではないかと思ひます。

よろしゅうございましょうか。それでは、よろしければ、次のテーマは部会資料4ページの「2 事件記録の電子化」、この部分についてということで、まず事務当局から部会資料の説明をお願いいたします。

○西関係官 事務当局でございます。資料4ページ目の「2 事件記録の電子化」につきましては、破産手続におきまして裁判所に提出された書面等を電子化し、破産手続の事件記録を電子化することについて御議論をお願いするものでございます。論点といたしましては、民事執行や民事保全の手続において御議論を頂いたものと同様でございますが、破産手続の特性なども踏まえつつ、どのような規律が考えられるかという点につきまして御意見を頂戴できればと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御自由に御発言を頂け

ればと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。幹事の植松です。この①の a と b で、ただし当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときはこの限りではないという記載があるのですけれども、これは具体的にどういったことを想定されているのか、念のため教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局の方からお願いいたします。

○西関係官 事務当局でございます。こちら、① a のただし書、b のただし書につきましては、ひとまず民事訴訟の手続で議論がされていたものと同じような内容をこちらに入れさせていただいたというところで、破産手続において同様の規律が必要かというところも御議論かとは思っております。民事訴訟の手続で議論がされていたのは、例えば図面などの大きなもので、なかなかスキャンするのが難しいようなものにつきまして、こういったところで電子化の例外ということが考え得るのではないかというような御議論もされていたところがございますが、破産手続でそういったものがあるかというところはあるかとは思いますが、どういったものがあるか、そもそも破産手続では必要ではないのではないかというところもあろうかと思ひまして、その点につきましても御意見いただきまして、考えていきたいとは思っております。

○植松幹事 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。事件記録の電子化に関して、説明においては同時廃止により手続が終了したケースなどでは事件記録を電子化するニーズが乏しいのではないかという記述がございます。我々司法書士は同時廃止事件を扱うことがほとんどなので、意見をとりました。実際に多いのが、過去に破産をした人、二度目、三度目の破産手続というのは私も多く受任しているということもありますので、過去に破産手続をしたことがあるかどうかの確認をしたり、仮に過去にしたことがあるのであれば、その手続の終了状況や債権者の重複を確認したりする必要もございますので、同時廃止の破産手続であっても、電子化により活用すべき事項は様々あるのではないかと意見を持っています。

また、もし仮に同時廃止事件では全てを電子化しないという結論になったとしても、申立人提出の債権者一覧表については、単にスキャンした PDF データでもよいので、電子化をした方がよいと思っています。後日免責の及ぶ範囲で疑問、疑義が生じたときなどに確認が容易となりますし、IT化のメリットを享受できると思っています。また、後に議論されると思います裁判書の電子化と併せれば、破産手続開始決定、免責決定、債権者一覧表がデータとして長期間保存されることになれば、より意味のあるデータになるのではないかという意見を持っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○今川委員 全面電子化すべきだということで、今の小澤委員と同じ意見なのですが、統計学的に使う場合にも便利なのではないかと、このように思います。それプラス、書記官が電子化するといった場合に、これもまた事件管理システムになってしまって申し訳ないのですが、例えば、債権届出なんかを全部データ化すると、フォーム化形式が仮に事件管理システムでなるのであれば、書記官はそこへ打ち込んでいくという、PDF化ではなくて、

打ち込んでいくというようなことをお考えなのかお聞きしたいのと、それが一つと、当然この費用負担は裁判所ということでよろしいのですよね、その確認です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○脇村幹事 もちろんこれは議論かもしれませんが、民事訴訟ではそういった前提で、裁判所の前提で議論していたこともあり、私たちの方で現時点でそれを変更する前提で部会資料は作っていないというのが、お答えかと思います。

あと、今、先生から債権届出の話が少しありました。若干敷衍させていただきますと、基本的に私たちは事件記録の電子化を考えておまして、その処理をすること自体の電子化というのは少し次元が違うのではないかと考えています。つまり、債権届出がされたケースについては、その債権届出がされたもの自体を、今ですと訴訟記録といいますか事件記録になると思いますが、それをある意味、保管とかをする方法としてどうするかという議論をしていますので、来たものを打ち込めばいいのだという話とは、今までは少し違う前提で考えていたのか、事件記録の電子化という際には、来たものをそのままではなくて、電子的に保管するということを考えていたので、有り体に言えば、それは来たものを保管しようと思うと、一つ考えられるのは、そのままPDFにするということなのでしょうけれども、そういったことを少し検討というか、何となく頭にあったところでございます。もちろん事件処理する際には、先生のおっしゃった打ち込みは、ある意味、しないといけないところだと思うのですけれども、すみません、少しそこだけ、私としてはそうかなと考えていたのですが、もし違う意見がございましたら、また頂きたいと思います。

○今川委員 理解はいたしました。ただ、フォーム形式でやってしまうと、何が訴訟記録になるのかなと、データそのものが訴訟記録になるのかなというふうに思って質問した次第です。ありがとうございました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○橋爪幹事 前回の部会でも似たような発言をしましたので、繰り返しになって恐縮なのですが、破産手続につきましても、最高裁としては将来的には記録の全面電子化を目指すべきであると考えております。ただ、民事訴訟の場面で記録を電子化するメリットとされていたものが、倒産事件、特に自然人が申し立てるような自己破産事件のうち、同時廃止となるようなケースでも当てはまるといえるのか、その点については改めて議論が必要ではないかと考えております。

この点、前回の部会で、統計データの集積という目的のために電子化のメリットがあるとの御発言がありましたけれども、そうであればその目的のために必要な範囲で電子化すれば足り、例えば、破産申立てに膨大な疎明資料があったとしたときに、それら全てを電子化する必要は、やはり乏しいのではないかと考えておりますし、先ほど小澤委員のおっしゃった、過去の破産手続の終了状況を確認するといったような目的との関係でも、やはり同様ではないかと考えております。

そうしますと、紙媒体で提出された疎明資料等につきましては、最初の時点では一旦、紙媒体のまま事件記録に編綴した上で、その後、電子化の必要が生じた時点で必要な限度で記録を電子化するというような柔軟な運用の余地というものもあっていいのではないかと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小畑委員 これも前回と同じことになるかと思うのですけれども、2点ほどございます。この事件記録の電子化の問題は申立ての義務化の問題と深くリンクしていると思っております。私は書面で大量に債権届出が提出された場合に、それを裁判所において全て電子化する、少なくともPDF化するという作業、これは相当な負担になるのではないかと考えております。だから電子化すべきではないという話ではないのですけれども、事件記録の電子化というのは当然のことだとは思っているのですけれども、PDF化するために予算を使うというのではなくて、困っている人たちを助ける方向に予算は使うべきではないかというところからも義務化の議論をさせていただいているというところがございます。

これは、例えば1万人の債権届出というのがどのくらいの量になるのかというところの現実感を持っていただく必要があるのではないかと思います。先ほどの90万件の事案では債権届出書のファイルは600メートルほどになりました。これは認否作業ができないので、全て電子化しました、PDF化するなり打ち込むなりといってもそれほど簡単な問題ではないということです。電子化を進めるということであれば、申立てにおけるデジタル化とリンクして考えなくてはいけない問題ではないかというところが1点です。

電子化の例外は倒産事件については認めるべきではないと考えます。先ほど最高裁の御担当の方から、民事訴訟の目的と合うか、合わないかという議論をされておりましたけれども、倒産事件は倒産事件のデジタル化の目的というのがあり、これについては別の研究会の方でまとめていますので、別途参考資料として提出させていただきたいとは思いますが、例えば民事訴訟の記録の持ち運びとか、そういうことで倒産手続の電子化を強く主張しているという話ではないというところがあります。民事訴訟における電子化の目的と合わないから、電子化しなくてもいいという議論は、倒産事件については違うと考えております。これはまた継続して議論させていただければと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○佐々木委員 私は、先ほど最高裁の方が御発言された内容に賛成しております、率直に言って、利用可能性の低い事件記録について電子化するのは大変だろうと思っております、本当にそこにコストを掛けるよりは、困っている人を助ける方向にコストを掛けるべきなのではないかと考えております。必要なときに電子化するという対応でもいいのかなと。ただ、やはり最初から事件記録が電子化されるような仕組みを設ける必要はあるのかなと思っております。電子化による利用が高まるようにということで、時々出ております入力フォームの活用とか、そういう形でできればと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。事務当局もいいですか。

○脇村幹事 部会資料で少し同時廃止のことも書かせていただいております。同時廃止事件についての電子化ということについて、どういった視点を考えていらっしゃるのか、もし付言させていただく、御意見があれば頂こうかなと思っております。恐らく、配当とかそういったケースについて、その数値等をデジタル的に集めたり、きちんとした方が、計算とか、した方がいいのではないかと御意見を頂いていたのかと思ったのですけれども、一方で同時廃止のケース、もちろん同時廃止のケースも同じようなことがあるのかもかもしれませんが、こういった点でデジタル化について考えるべきだというものがあれば、頂ければ、また考えていきたいと思うので、よろしく願いいたします。

- 山本（和）部会長 いかがでしょうか。先ほど小澤委員からは免責との関係ではお話、御発言が。
- 小澤委員 先ほど申し上げたとおりです。
- 山本（和）部会長 ほかにいかがですか。何かあればと思いますが。
- 河村委員 また一般的なことで質問なのですけれども、少しお話を伺っていて分からなくなってしまうところがあるのですが、電子化、電子化といっている、卵か鶏かの話に戻ってしまうのかもしれませんが、データ化と電子ファイル化って違うと思うのですよ、スキャンしたデータと個々の情報がデータになっていることは違うと思うのです。単にスキャンして電子ファイルにすることはそれほど大変ではないというか、その辺が私、少しお話を伺っていてはつきりわからないところです。それも今後考えるという感じに、個々に考えていくという話なのでしょうか。
- 脇村幹事 恐らく、すみません、こちらの方でもいろいろなことをごった煮でしゃべってしまっているの、分かりにくくなっていると思うのですが、まず、この部会資料でいっている、出てきた書面について電子化しようという点について、これは今後の検討のところがあるのかもしれませんが、念頭に置いていたのは、書面そのものをスキャンするようなことをしますかと、そのスキャンしたものを後に出てくる閲覧等に供しますか、あるいは何か使えませんかということを議論の一つとしていたと思います。一方で、他の方がおっしゃっていた電子化の中には、そういったスキャンの話ではなくて、ファイル、デジタル的な数値を使って処理するために、デジタル的な情報を裁判所に出すべきではないかということをおっしゃっている方もいらっしゃったと思います。ただ、そこはこの書面のスキャンして電子化とは少し違う議論かなと思ってまして、今ここで議論していたのは、恐らく私の理解では、スキャンしたらいいのではないかと。ただ、一方でそれについては、一個一個であればそれほどではないかもしれない、いろいろな意見があるかもしれませんが、負担でないという意見もあるかもしれませんが、恐らく裁判所の処理件数等を考えると、集まってくれば負担が大きいのではないかと考えるべきではないかという意見を先ほど頂いていたのかなと私は受け止めたところでございます。
- 河村委員 回答については理解しました。コメントなのですけれども、私は専門家ではありませんから、言いたいことを前回から言っているかもしれませんが、本当にデジタル化を目指すのであれば、今すぐに、PDFにしたら紙を持ち歩かなくていいという面はありますけれども、やはりここはデータにして、きちんと分析していくことができるデータになるのだと、全部ではなくて良いと思いますが、そういうところを設計していかないと結局、本当の意味でのデジタル化にならないと感じます。つまり、余り急いでここまで電子化、いわゆるファイル化できましたというのではなくて、少し長い目できちんと作っていった方がいいのではないのかと、これはコメントです。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。
- 中吉委員 1点、実情の紹介という程度にとどまるのですけれども、同時廃止事件において、免責についての意見申述を行うために記録を閲覧するというようなこともあるのではないかとございますが、実務的には、同時廃止事件について記録を閲覧いただいた上で、債権者の方から免責に関する意見が出るということは、ほとんどないというところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これはこの例外のところを認めるかどうか、あるいはどの範囲で認めるかということについては、かなりこれも御意見の違いはあったようにお伺いしましたが、引き続きこの点をまた議論をしていきたいと思えます。

続きまして、資料5ページの「3 裁判書、調書等の電子化」、この点につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○西関係官 事務当局でございます。資料5ページの「3 裁判書、調書等の電子化」につきましては、民事訴訟手続のIT化の検討におきまして判決や調書が電磁的記録により作成されるということとされたことを踏まえまして、破産手続におきましても、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書などの記録を電磁的記録によって作成することについて、御議論をお願いするものでございます。

なお、先ほどの事件記録の電子化につきまして電子化の例外を一定の範囲で認めるということになりますと、こちらについても一定の例外を認めるかどうかということも問題となり得るものと思われまして、こうした点も含めて御議論を頂ければと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等をお出しいただければと思います。

特段ございませんか。それでは、この点も、先ほどの例外の問題と関係すると。

○櫻井委員 タイミングが遅れまして申し訳ありません。先ほどの裁判書の点なのですが、例外的に一部書面が残ることを前提に、書面で申し立てられた事件についての裁判書等は電子化しないことがあり得るのではないかとということだったのですが、研究会でも申し上げましたが、裁判所においてはデータで作成するという支障があるとは思えませんので、例外なく電子化をするということではいいのではないかと考えています。かえって書面の場合はわざわざ印刷するという手間が発生するだけなので、例外を検討する余地はないのではないかと考えています。

加えて、破産管財人等の許可証明書ですが、将来的なことにもなるかもしれませんが、登記手続等の事後の手続に使いやすい形で電子化をしていただきたい、バックオフィス連携についても将来の課題として検討するということになると思いますので、併せてその点もお考えいただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにこの点、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、この点は、今頂いた御意見も含めて、やはり引き続き御検討を頂きたいと思えます。

続きまして、部会資料6ページ、「4 期日におけるウェブ会議の利用等」ですが、これも、まず事務当局から資料の説明をお願いします。

○西関係官 事務当局でございます。資料の6ページ、「4 期日におけるウェブ会議の利用等」のうち、まず、本文（1）の口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋、こちらにつきましては、これらの手続につきまして、民事訴訟において導入することとされたウェブ会議の規律と同様の規律を破産手続についても設けることにつきまして、御議論

をお願いするものでございます。

次に、本文（２）の債権調査期日及び本文（３）の債権者集会の期日、これらにつきましては、破産手続におけるこれらの期日についてウェブ会議による手続を導入することについてという問題でございます。このような手続を導入する場合には、裁判所がウェブ会議によるということを決断するに当たりまして関係者の意見を聴くことを要件とするかどうかということも問題となると思われまして、この点につきましては（注）で記載をさせていただきます。また、債権者集会の方につきましては、ウェブ会議を認めた場合には議決権行使の方法をどうするかということも問題となるように思われまして、この点も（注）で記載させていただいたところでございます。

これらの点につきまして御議論を頂ければと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点ですが、期日の種類ごとに少し御議論いただくことも違うようにも思いますので、（１）から（３）まで三つの種類のものがここでは挙がっていますが、それぞれについて順次御議論を頂きたいと思えます。

まず、（１）口頭弁論の期日、審尋の期日、参考人等の審尋、この部分につきまして、御質問でも御意見でもお出しを頂ければと思えます。

これらについては民事訴訟並びとするということですけれども、いかがでしょうか。この点は、御意見は特には大丈夫でしょうか。

それでは続いて、ここからは破産手続に特有の期日ということになるかと思えますが、（２）債権調査期日、この部分につきまして御質問あるいは御意見等をお出しいただければと思えます。

○今川委員 （注）のところで、ウェブ会議を利用することを決定する際に一定の者の意見を聴かなければならないものとするかということですが、こういうものは意見を聴く必要もないという考え方もあるでしょうし、ただ、官報公告とかそういうものを考えていると、破産者のプライバシーとかそういうものがインターネットを使うと拡散してしまうというようなことが一方であることを考えると、少なくとも最低限は破産者の意見を聴く、聴く中身も、同意を取るか、異議なしとか、意見を聴くとか、段階があろうかと思うのですけれども、それはこういうウェブ会議を用いることとの効率化というか、そういうものとの兼ね合いなので、私自身結論は出ていないのですけれども、破産者の方の意見を聴く、また管財人の意見を聴くということは、少なくとも必要なのではないかと、このように現時点では考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。特に、この意見を聴くのかどうか、あるいは聴く対象者の問題について、ほかに御意見があればと思えますが。脇村さんから何かコメントあれば、お願いします。

○脇村幹事 正に今川先生がおっしゃった点もございますので、利便性以外のことについてもやはり目配りはしていけないと思えます。本日の時点で何か具体的意見を出すことは難しいとして、また次回取り上げることがございますので、もちろんそういったところでも頂ければと思っております。もちろん実務が回らないというようなシステムにするのはよろしくないと思えますが、一方で何でもいいというわけではないと思えますの

で、是非、私たちも考えますが、御意見いただければと思います。

○山本（和）部会長 この点、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして（3）ですね、今度は債権者集会の期日、この点について、これは（注1）と、さらに（注2）の議決権行使の点も（注）として挙げられていますし、さらに、これは破産のみならず民事再生、会社更生等々においてもやはり問題になるところかと思えますけれども、御自由にこの点、御意見をお出しいただければと思います。御質問でも結構です。

○小畑委員 ウェブ会議の導入につきましては、債権者の参加という点からの選択肢を広げるという意味で、基本的には賛成いたします。病理的事象というか、例えば、それがネットに公開されたり、録音されてそれがSNSで拡散されたりとかという懸念、これを全面的に防ぐことは難しいということだとは思いますが、例えばコロナ禍において、特に再建型手続の場合に、管財人等が主催の債権者説明会をウェブで行った例はたくさんあります。債権者の御意見を聴くと、基本的には参加が容易になるというところで好評であったと思います。また、内容がSNSで拡散されたとか、その録画が、例えば動画サイトに上がったとか、そういう話も聞いておりません。ウェブ会議を行う余地は認めた上で、開催の諸条件について裁判所ないし管財人等が協議した上で、最終的には当該破産裁判所の判断でウェブ会議を実施するかどうかということを決めるという規律を進めるべきではないかと考えているところでございます。また、債権者集会の役割につきましても、IT化が進展していきますと、情報提供機能がどんどん進化していくと思いますので、債権者集会の役割ということについても今後変わる可能性があると思います。選択肢をいろいろ広めておくことが重要と考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。もし可能であれば、（注2）にある議決権行使等について、もし小畑委員、お考えがあればと思いますが。資料7ページの上から3行目のところに（注2）というのがありますけれども。

○小畑委員 これは、再建型手続のところでは実質的には問題になると思うのですが、電子投票の話もしていいのですか。

○山本（和）部会長 お願いします。

○小畑委員 電子投票を認めるという段階になった場合に、例えば、義務化の範囲の問題がまた絡んできて、集会と、書面投票の併用を行う場合に、それぞれ電子で行う方法、集会についてウェブ参加ということで、直接の議決権行使を認めるのかどうかというところの問題などいろいろな問題が、今後生じてくるのではないかと考えています。基本的には債権者集会の在り方としてウェブ会議を許容する以上は、そこでの議決権行使というものは認めざるを得ないとは思っているのですが、そこに至るための本人確認その他の問題についてどのように行うかということは、IT化全般の問題に関わる問題として議論していく必要があるのではないかと考えていますし、今現在の各裁判所における債権者集会の債権者の本人確認というのがどのように行われているかということも関わって検討していくべき問題ではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。失礼しました。お答えいただいてありがとうございました。

○長谷部委員 質問なのでありますが、今伺っていますと、ウェブ会議を実施するとかウエ

ブ会議を利用するというのは、現実に期日に出頭する人もいればウェブで参加する人もいと、そういうやり方を考えておられるようなのですけれども、比較法として、諸外国の実情調査に関する参考資料を拝読しました。イングランドについて杉山先生がまとめてくださっているのですけれども、イングランドはウェブ会議の利用が進んでいまして、ウェブ会議ですのなら全員ウェブで参加する、かつウェブ会議優先ということで、リアルな集会というのは一定の割合以上の債権者が申し立てた場合でないとできないと、そういう規律になっているのですが、それは何を目的にしているかという、債権者集会を実際にリアルですということになれば、会場を押さえないといけないということもあり、その他いろいろ費用が掛かるということなのです。費用を削減する目標のために、ウェブでできるものは全部してしまうということのようなのですけれども、我が国においてはそこまでの費用節減の必要はない、あるいは、現在裁判所の別棟で債権者集会をされておられるのですけれども、その会場費などが高額だということはないので、現実に会議をしても特に費用の面で問題になることはない、そういう理解でよろしいのでしょうか。その点だけ伺えればと思います。

○山本（和） 部長 これほどなたへの質問と理解したら、事務局は答えられる範囲で。

○脇村 幹事 まず大前提として、この部会資料における提案の内容は、併用型といいますか、逆に言うと、原則リアルだけれども、例外できますよという立て付けの部会資料にはさせていただいております。将来的にリアルを廃止するかどうかという議論はあるのかもしれませんが、差し当たりやはり現時点ではリアル出席される方も実際にはおられるということ踏まえ、現実にはそこについて、今の時点の部会資料としてはそこまで提案していない、例外的に認めましょうということにしております。恐らく集会の場所などについては、正に、今ですと、先ほど先生がおっしゃったようなことでございますので、その費用というか何というか、社会的コストについていろいろな試算の仕方はあるのかもしれませんが、個人の方自身についてそういったことが多大な何かがあるのではないということかなとは思っているところですが、恐らくこのIT化自体が、個々の方も含むだけではなくて、社会全体のコスト削減ということ考えた場合に、集会場所を小さくしていくというか、最終的になくすといった議論もあるのかなと思っ先ほど伺っていたところでございます。

○長谷部 委員 管財人の御経験のある方から、会議場を押さえる費用の問題は余り考えられないということであれば、それで結構だと思います。

○小畑 委員 会場費用は大変な場合があります。かつての新宿厚生年金会館、文京区のシビックセンターで開催した経験があります。3,000人くらい入れるところを押さえて300人くらいしか来なかったというようなこともたくさんあり、大きなコストがかかっております。先生がおっしゃるように、ウェブ会議で全て行うという選択肢も排除する必要はないですし、債権者集会を非開催にして別の方法で情報提供していくと、例えば管財人が説明会を開くとか、そういう形でやるという方法も排除すべきではないですし、IT化に伴っていろいろな方法を検討して、それが実務的にどう定着していくかというのはこれからの課題ではないかと思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○山本（克） 委員 （注2）の話なのですが、恐らく事務局がお聴きになりたいのは、ウェ

ブ会議に使用されている一般的なアプリケーションですね、今使っているマイクロソフト Teamsとか、Zoomとか、その手のものに投票機能がないということはどう捉えるべきかという話ではないのでしょうか。つまり、投票機能がなければ、幾ら会議に参加しても、再生あるいは更生における計画案の議決をするということがウェブではできないということになりますので、そうすると、独自システムをそれだけのために開発するなんていうのは、これはものすごい不効率なので、そこをどう考えるべきかという話ではないかと認識していたのですけれども、違うのでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 今ですと、先生がおっしゃったように、今使っているシステムですと挙手機能ぐらいしかシステム上ないものがあるのですけれども、これで賄えますかというか、そういったことでいいのか、もちろんその前提としては、一般的にその時しか来られないような方も含めた、なりすましも含めたことも含めて、どう考えていかないといけないかということも併せて、特に議決権行使については重要なことが多いと思いますので、どうしましょうかということ、正にシステムと併せて御検討いただきたいと思っております。もちろん議決権行使自体、いわゆる裁判所に対する申立て的なものかもしれませんが、そのシステムをどうするかという問題はあってもいいかもしれませんが、正に今この、皆さんがやっていらっしゃるような形で議決権行使やりますか、どうしますかということをお話ししたいと思った趣旨でございます。

○山本（克）委員 そうすると、外国法を調査された先生方に、垣内さんはまだ来ておられないかもしれませんが、教えていただきたいのですが、こういう場合、諸外国ではどうやってウェブでは投票しているのでしょうか。

○山本（和）部会長 どなたか。杉山さんか、青木さんも調査をされていたのですか。お願いします。

○青木幹事 青木ですが、ドイツ法について調査をしましたが、御質問には答えられないと思いますか、私もそこは関心があって、どのようにやっているのかというのは調べようとは思ったのですけれども、なかなか文献で調べた限りというか、それも十分ではないのですが、調べた限りでは、よく分からないということになります。法律がどうなっているのかというと、そういった辺りが対応できる場合にウェブ会議で行うことができるという前提になっているということは分かったのですけれども、具体的にどのように行っているのかというのはよく分からない。債権者が少数であるという場合は、物理的に挙手をするとか、ウェブ会議システムの挙手機能を使ってするという事で対応できるのだと思うのですが、債権者が多数である場合には難しいという問題が指摘されているということも分かったのですが、では実際、債権者が特に多数の場合にどうやっているのかということまでは調査できませんでした。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 イギリスもバーチャル会議において電子投票ができるという規定があるようで、投票のシステムを作って、それに対するアクセス情報を債権者に知らせ、債権者集會中か、あるいは一定の期間の間にそのシステムにアクセスして投票するという規則にはなっているのですが、そのシステムが具体的にどうなっているのかということまでは分かってはいません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 分かりました。ウェブ会議のようなアプリケーションとは別に投票用のアプリケーションを何らか利用しているということですね、了解しました。ちなみに私の所属している大学の法学部でも同じような形で、Z o o mで会議をやって、投票は別のアプリケーションを利用しています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○井下委員 これは質問なのですが、ウェブを利用する債権者集会の期日において、破産管財人や、破産者あるいは債務者自身は物理的に参加するという理解でよろしいのでしょうか。直接、破産者なり債務者なりと向かい合いたいという債権者も存在する可能性もあると思い、お伺いしている次第でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、事務当局から資料の趣旨について御説明いただきます。

○脇村幹事 資料自体につきましては、そこは区別することなく参加するというか、リアルに出席されないことも排除していない前提で考えていたところでございます。ただ、ここについては恐らく御意見がいろいろあるだろうと思います。破産管財人に直接話を聴くために、つまり、自分がリアル出席をすれば、必ずリアルでその辺の意見を言えるということを確認すべきだということの意見からしますと、破産管財人あるいは破産者については、来る以上は必ず来てくださいということもあるでしょうし、正にそういった意味で御意見いただきたいというところでございます。

○山本（和）部会長 ということのようですが、井下委員、いかがですか。

○井下委員 結構でございます。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○河村委員 ありがとうございます。先ほどのウェブ会議システムの話なのですが、私の知っている範囲で情報提供といえますか、お伝えさせていただきます。なぜか日本のお役所は、当初Z o o mに何か問題が起きたためか、絶対にZ o o mは駄目ということになっているようなところがありますが、Z o o mは今、大変いろいろな、アマチュア仕様からプロ仕様まで用意されていて、投票システムもあります。投票システムはそれほど難しい機能ではなくて、Z o o m以外にもあると思います。今、省庁の会議で使っているものはすごくシンプルな使い方が多いのですが、もっと込み入ったことができるものはZ o o m以外にもあります。私はいまI S Oという国際標準化機構の方で一つのコミッティーのマネジャーをやっているのですが、I S Oが設定したZ o o m契約の中でアカウントを作り、その範囲で業務をやっています。そこには投票機能もありますし、国際的なそういう会議で使われていますから、それほど一からシステムを作らなければいけないというようなものではないのではないかと思います。私の知っている範囲での情報提供です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○大谷委員 日本総研の大谷でございます。債権者集会を電子的な手段でも行うようにできるということは、電子化、I T化のメリットをこの手続で享受するという意味で重要なポイントだと思います。ただ、その際にこれまでの債権者集会の形というものに必ずしもこだわらないでもよく、もう少し幅を広げて議論しておくことも必要なのではないかと思われれます。

債権者集会に求められている機能というのは、債権者あるいは破産管財人が破産財団な

どの全ての事情を御説明するという場であり、債権者の方の意見を聴く場であり、そういった幾つかの要素に分けられると思うのですけれども、それを電子的な手段を使って同じことを実現しようと思ったときに、リアルで人が集まるということで自然にできていたことの一部が逆に制約を受けてしまうということも出てきてしまうのではないかと考えられます。それぞれの要素を捉えて、説明をする部分、意見を聴取する部分、あるいは対話によって議決に導き、何らかの投票をして意思決定をするというような、それぞれの要素についてどのように電子的な仕組みを使っていくのかということ、海外の事例も踏まえて検討していくことが必要と思っております。

先ほどから、電子会議ツールの制約であるとか可能性について御議論が出ているところですが、かなり優秀なツールであっても1万人が参加者の上限であるようなシステムもありますし、全ての方が一堂に会して電子的なものでも同時につながるということは、かなり困難な面もあるかと思えますし、また、債権者の方が全国に散らばっていたりすると、ある特定の地域だけ電子的なネットワークにつながづらいつらいというような現象が生じるというようなこともあるかと思えます。そういったことを防止しながら、電子化のメリットというものを享受するために、債権者集会の要素を少し分解して検討することができれば、有意義な検討になるのではないかと思いますので、発言させていただいた次第です。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○竹下 幹事 竹下でございます。1点、事務局に御確認と申しますか、この債権者集会の期日については海外からも参加できるという理解で大丈夫でしょうか。海外にいる債権者がウェブを通じて債権者集会に参加する、これは想定していらっしゃるか、していらっしゃるか、教えていただければと思います。

○山本（和） 部長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村 幹事 ありがとうございます。なかなか難しい問題だと認識しておりまして、結論的には、今の部会資料につきましては海外の方が直接入ってくることについては余り想定していないというのが正直なところでございます。やはり、それは裁判の営みにつきましては司法権の行使だと申しますと、そういった司法権の行使に係るものについて、相手国の同意等もないままダイレクトにある意味、つなぐということについて、やはり問題があるという御指摘もあるのかなと思っております。そういった意味ではそこについては難しい問題があると思っております。ただ、そういった問題を踏まえつつ、実務上どうしていくのかといったことも含め、何か考えられることがあるのかもしれませんが、差し当たり部会資料としてはそういったふうに考えております。

○竹下 幹事 ありがとうございます。個人的には、これは民事訴訟手続のIT化の方でも様々議論があったところではございますが、海外からも参加できれば、債権者の利便性を高める効果が非常に高いと思えます。海外にいる人が参加できる、できないということを立法化することはないと思うので、この場で議論する必要はないのかもしれませんが、他方で、海外からのアクセスを認めることで、そういった権利者の保護につながることはございますし、また、逆にほかの国からこういったことが実施されたことによって何かクレームが来るかといえば、もちろんクレームが来る可能性もゼロとは言い難いかもしれ

ませんが、クレームが来ることは余り想定されないもので、個人的には海外からアクセスすることを認めても問題はないかと考えております。このことだけ、表明だけさせていただければと存じます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。重要な問題点の御指摘であったかと思えます。

○湯浅委員 湯浅でございます。ありがとうございます。先ほど来の、いわゆる電子投票システムとか電子投票ツールを利用することが可能か、問題はないかという点について、各委員の先生方から御意見はございますけれども、御参考までに申し上げますと、電子投票システムを利用する際に検討すべき点が本人確認、なりすましの防止と、投票内容の秘密が守られるかどうか、投票内容が改ざんされないかどうか、つまり投票内容の真正性が守られるかどうか、集計の正確性が確保できているかどうかと、集計の正確性を後で検証できるかどうかという検証可能性、それから、先ほど大谷委員が御指摘になりました安定性、そして、外部からの攻撃に強いかどうかというセキュリティという面になるかと思えます。先ほどございましたけれども、これらを全て一つのZoomだとかTeamsだとかのシステムの中で実現しようとするのは難しいわけですが、実際には私どもインターネットで、Zoomを見ながらほかのウェブサイトにアクセスするということもできるわけですし、複数のサービスを組み合わせれば、既に様々な技術があるわけですから、それを利用すればよいのだらうと思っております。むしろ、こういう民事上の制度について、例えば本人確認やなりすまし防止がどの程度の精度まで要求されるのかとか、投票内容の秘密の保持は必要なのか、必要でないのかとか、そういう要件を明らかにしていただければ、逆に、それであればこの程度のレベルの電子投票システムがありますということが具体的に検討できるのだらうと思っております。

それから、安定性につきましては、大谷委員の先ほど御懸念もございましたが、1秒間に数万単位の投票があっても安定的に稼働したということを知っておりますので、最近のシステムはアクセスが集中しても相当耐えられるのだらうと思っております。ただ、最後に検討すべき点は、これは最高裁で御検討いただくことになるのかもしれませんが、これらの要件をどの程度具備するかと、それに対してどの程度のコストを払うかという費用と便益の問題はもちろんです。そういうことで、まとめて申し上げますと、様々なツールを用いれば、いわゆる電子投票を利用することは十分に可能だというのが私の意見でございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○小畑委員 海外居住債権者の問題なのですけれども、債権者集会という裁判所主催の集会に関しては先ほどお答えがあったと思うのですけれども、海外債権者が多い場合につきましては、特に再建型手続では裁判所の集会が開かれるということは現実的にはほとんどありませんので、債権者説明会という形で再生債務者なり管財人なりが別途の説明会を開きウェブで参加できるようにするというようなことも行われております。債権者集会だけが債権者に対する情報提供の場ということではなくて、むしろ再建型手続においては債権者説明会の方に比重が移ってきているということもありますので、難しい問題も少くクリアできるのではないかと考えております。実務状況としては、海外債権者に対してそれほど大きな問題は生じていないのではないかと考えています。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 先ほど竹下幹事から指摘があった外国の債権者の取扱いですが、前の債権届出のところで言うべきだったのですけれども、そもそも債権届出が海外からオンラインでシステムを通じてできるのか、あるいはできないから管財人に対する届出を認めるべきなのかという問題が前提としてあるかと思えます。個人的には外国からのアクセスを認めた方が、今、管財人が代わってやっているようなことを直接できるようになるので、望ましいとは思っていますが、他方で様々な課題があることは承知しているところです。

2点目ですけれども、電子投票システム、先ほどイギリスの制度について少し話しましたが、イギリスでは、電子投票システムを使うときに、例えばパスワードをきちんと教えるとか、本人確認をするとか、あるいは、投票の過程においてほかの債権者と情報交換をしてはいけないというような規則が作られていますので、先ほど御指摘があったように、仮に投票システムを作るのであれば、システムをどうするのかという問題に加えて、遵守すべき事項を規律していく必要性はあると思えます。あと、債権者集会などに何万人、何十万人という債権者が個別の端末でアクセスしていくというのは、恐らく現実的ではないので、非常に多数債権者が全国にいるときの取扱いというのはまた別途問題となると思えますが、多分これは研究会でも紹介されていたように、どこかの裁判所とか、通信環境のいいところに一定数の債権者を集めてそういうような拠点を複数設けて集会を開催するという方法もあり得ると思えます。開催方法は柔軟に考えていくのがよいのではないかと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 海外居住債権者についてですが、再生、更生の場合の認可決定の効力は、少なくとも日本の手続との関係では外国債権者にも効力が及ぶはずですよ。ですから、その人たちを外国からアクセスすることを拒絶する方が、私にかえっておかしいのではないかという気がいたします。別に義務を課しているわけではないので、裁判権行使に当たるということではないのではないかと直感的には思っておりますが、竹下さんの方がより詳しいので、もしコメントがあればお願いしたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○竹下幹事 竹下でございます。民事訴訟手続のときにも議論があった点でございまして、国家管轄権の行使との関係につきましては、私の個人的な見解といたしましては、今の山本克己先生の見解にかなり近い見解を持っております。特に、今回のこの債権者集会に債権者が自ら進んで、自分の自由意思で参加するという観点からいうと、自由主義国家に所在している限りは、国がそれを止めるという、もちろん止めるという例外的なシチュエーションはあるのかもしれませんが、基本的にはおよそ想定されないとおられますので、当該外国の国家管轄権等の侵害といったものは生じないのではないかと考えております。ただ、脇村幹事から御発言があった点でございまして、この点については、特に国家管轄権に関する問題は様々な考え方があるところとございまして、何らかの意味で外国に所在する人が日本の一定の裁判に関する手続に関与すること自体について、やはり外国に対する何らかの国家権力の影響が及ぶと考えると、外国の主権に対する配慮が必要ではないかという考え方も十分にあり得るところとございまして。

そう考えたときに、民事訴訟のIT化のときと同じではございますが、この点については現在非常に流動的な状況でございまして、国際的にも様々な議論されておりますので、何

か明確な結論を出すことは難しいというのはそのとおりにかとも思われます。個人的には特にこういった倒産などについては国際協力の枠組みが近時においては非常に活発化しており、コート・トゥ・コートの協力の枠組みなんかは海外では作られているところがございます。そして、どんどんそういった協力が進んでいけば、海外から参加することについて問題がなくなっていくのではないかと考えておりますが、現状では様々な意見があり、国際法の世界の状況では両論あり得るということではないかと認識しておりますし、かつ、海外からの参加ができるかできないかということ立法化するということは多分ないのではないかと思いますので、私としては、先ほども申し上げましたとおり、法制審でこれ以上に何かプラスアルファで議論することは難しいのではないかと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。山本克己さん、よろしいですか。

○山本（克）委員 ありがとうございます。私は民事訴訟について応訴強制を及ぼしたり証人義務を課したりするというのは、やはり国家管轄権の問題に抵触し得ると思っておりますが、ここはもう今、竹下さんが御指摘いただいたように、自由意思で債権者が参加し、むしろ、参加して自分に不利益な議決がされることをブロックする利益というのが非常に大きいというふうに、再生、更生の計画案の議決権行使の局面に限ってですが、と考えておりますので、余り神経質にならなくてもいいのではないかと、あるいは、外国からのアクセスをチェックできるのかどうかという問題、チェックしてそれを排除していかなければいけないということになると、それはそれでまた主催者である裁判所の御負担になり得るので、余り神経質に考えなくてもいいのではないかとこの気がしています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○佐々木委員 佐々木です。少し細かいところで質問なのですが、この債権者集会、ここに書かれているのはウェブ会議を用いて開催するということだと思うのですが、これがもう少し議論が進展して詳細化されていけば、招集手続についてはIT化をするのかどうかとかというのは何か盛り込まれる予定なのでしょうか。少しその点について教えてください。

○山本（和）部会長 招集手続というのは、具体的にはどういうことを考えて。

○佐々木委員 債権者集会の招集手続です。

○脇村幹事 いずれにしても破産関係におきまして不特定多数の方に対して情報をどう発信していくのかというのは、この後に少し話が出てくる場所とも関連するのかなと思えます。具体的な個々の人に対して何か送る、招集通知等を送ることについては、恐らく送達の議論でしょうし、不特定多数につきまして公告的なものはどうしますかというのは少し取り上げていますので、そこで少し御議論いただきつつ、私も、すみません、問題意識が分かっていないかもしれませんので、少し勉強したいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。佐々木委員、今のでお答えになっていますか。

○佐々木委員 すみません、私も債権者集会に関して、債権者に招集を掛けるということが、それが送達と同じなのか、別の招集という概念なのか分からずに質問してしまいましたので、もしかしたら混乱させてしまったかもしれません。申し訳ありません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○湯浅委員 ありがとうございます。外国からの参加を排除すべきかどうかという議論自体

には、私からの特に意見はございませんが、仮に排除するとしたらということの仮定で申しますと、どこからアクセスしているかということは、IPアドレス等からある程度了知することは可能かと思えます。ただし、その情報を取得して、それを基に外国からのアクセスを排除するというを技術的に行ってしまいますと、これは逆に通信の秘密の侵害を生じさせる危険性があります。したがって、電気通信的な手段を用いて外国からのアクセスをブロックするというは慎重であるべきなのではないかと、もしやるとしたら別の手段、制度的な手段を用いる必要があるのではないかと思った次第でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○垣内幹事 垣内です。今日は遅れて参加しまして、失礼いたしました。

今話題になっておりました外国からの参加に関してなのですが、先ほど来御指摘がありますように、まず、外国からの参加を認めた方が、その外国に所在する利害関係人の権利の主張等の機会をより一層拡充するという点では好ましいことだろうと思えますし、先ほど山本克己委員が言われたように、効力は及ぶという前提であったとしますと、その手続に関与する機会を奪うということには問題があるということも、そのとおりかなと考えています。

ただ、一つ問題となりますのは、これも既に指摘されていることかと思えますけれども、裁判所の手続において、その手続が行われている場の秩序維持の関係で、何か外国から参加している債権者に対して措置を執るといようなことができるかどうかという関係で、外国に所在している者に対して何か命じるであるとか、それに従わないときに制裁を科すということ、これは裁判権の行使ということにはなるのではないかと思われますので、そういった問題が生ずる場合については、それは問題があるのだろうという感じがいたします。

ただ、その問題があるので一般的に外国からの参加を拒絶すべきかというのと、それは、そうした問題が生じた場合に、例えば切断をするといったようなこともあり得るように思われるところで、この点は最後、質問になるのですけれども、仮に国内でウェブ会議で参加をしている債権者がいたというときに、その債権者が何か裁判所の指示に従わずに騒ぎ立てるとかいったようなことが仮にあったとして、その場合にどういった措置を執ることができるのかということは国内でも問題になり得る点かと思うのですけれども、例えば、裁判所において接続を切断してしまうであるとか、あるいはミュートにしてしまうであるとか、そういったことというのがどの範囲で想定されているのか、それは法廷でされているという、裁判所でされているという理解になるのか、それとも、切断された人がいる所在地でそういった措置を受けているという理解になるのか、その辺りの整理とも関係してくるのかなと思ったところです。もし最後の点につきまして、何か事務局の方でお考えのところがあれば、御教示いただければと思いますけれども。

○山本（和）部会長 御質問ですので、事務当局からもしお答えがあれば。

○脇村幹事 用語が不正確かもしれませんが、いずれにしても、このウェブあるいは電話というか、ウェブ会議を認める前提としては、裁判所の許否の判断がされているということは当然前提になっていると理解しております。そういう意味では、不適切な場所からしている、例えば、それはもう不特定多数がいない密室できちんと聞いていますということを前提に、いいですよと処分を受けておきながら、実はそれは全然違うところでやっ

ていたようなケースが判明した場合に、それは恐らくその判断自体、裁判なのか処分なのかあれですけども、そういったものは取り消した上で、もうそれは認めないという処理をするということになるのかと思っています。そういった意味では、制度としてはそうなっており、あとはその制度を使ってやった場合には、ぶつと切るのか、音声だけにするのか、そういったのはあるかもしれませんが、恐らくそれはウェブ会議を認めないと、認めたと判断を取り消すのだということになれば、もうそれは認めることはできませんので、しかるべき措置を執るということになるのかなと私としては理解していたところでございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○垣内幹事 どうもありがとうございます。そうしますと、事実上、外国にいる債権者に対しても同様の措置を執ることは考えられるのだらうと思われまして、その措置を執ることが外国の主権を侵害しているとかいうことになるのかどうかという点がクリアできるのであれば、問題ないのかなという感じがしているところです。現時点では以上です。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この期日の問題、取り分け債権者集会期日については、いろいろな点について御議論いただきました。外国からの参加の問題、あるいは議決権行使の在り方の問題等、御議論いただいたところでもありますけれども、どこまで詰められるかという問題、かなり技術的な問題もありますし、今の最後の点は外国の主権との関係の問題もありますので、当部会でどこまで議論できるかということは少し定かではない部分もありますが、引き続き、重要な問題ですので、議論を続けていただきたいと思いますが、それでは、開始からかなり時間もたちましたので、ここで若干の休憩を入れたいと思います。20分程度の休憩ということで、15時50分に再開したいと思いますので、それまで御休憩いただければと思います。

（休 憩）

○山本（和） 部会長 3時50分となりましたので、再開したいと思います。

次は、部会資料9ページの「5 記録の閲覧」についての議論ということになります。まず、事務当局から部会資料の説明をお願いいたします。

○西関係官 事務当局でございます。9ページの「5 記録の閲覧」は、破産手続におきまして民事訴訟手続と同様に電子化した事件記録をオンラインで閲覧することができるようにするという事などにつきまして、御議論をお願いするものでございます。

なお、破産手続におきましては現行法上、閲覧請求をできる者が利害関係を有する者に限られておりまして、ここではこのような枠組みは維持するというを前提としております。具体的な取扱いにつきましては利害関係人の属性によっても異なる余地があるようにも思われまして、この点も踏まえつつ御議論をお願いできればと考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点について、どの点からでも結構ですので、御自由に御発言を頂ければと思います。

○今川委員 先ほどの保全と同じような話になるのですが、5の（注）の①ですけれども、これは裁判所外の端末もと書いておられますので、そうしますと、破産者等の書類についても閲覧できると、そうすると拡散という問題が出てくるのではないかと、こういう指摘がやはりありまして、それで、民訴法などでも、先ほども申し上げましたけれども、何人も閲覧できるというところは裁判所に設置された端末ということになっていて、端末だったら一緒ではないかといっても、そこまで場所に行くという事実上の支障というもので制限するという考え方もあるのではないかと、このように思っております。

それから、もう一つは、この利害関係人というのは書記官の方が判断されるということで、いろいろな、破産管財人とかそういう破産に関係している、全ての弁護士ではないですけれども、聞きますと、各地方裁判所によってその判断が違うのだというようなこともお聞きいたしました。したがって、その点について実務がどのようになっているのかというのをお聞きしたいということがまず1点の質問と、もう一つ、閲覧を認めた場合に、破産事件の訴訟記録、すなわち利害関係人は利害関係人であることを証して、きっとある目的のために閲覧をされるわけでしょうけれども、どの範囲で実際、閲覧されているのか、閲覧だから全部できるのだということなのだろうとは思いますが、そういう制限を実務上何かされているのかと、そういうことも御質問したいと思えます。質問はこの2点です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。御質問は実務的な点であったように思いますけれども、裁判所の方でどなたかからお答えいただくことは可能でしょうか。

○岩井関係官 まず、御質問の1点目、どういう要件でといいますか、各裁判所で利害関係の判断がばらばらなのではないかという御指摘につきましては、それは事案ごとの判断でございますので、その事案に応じて書記官が判断しているということだと思います。個別の破産事件においてどれぐらい閲覧がされているのかという点につきましては、私の方では具体的には把握はしていませんので、東京地裁の方でどのような状況になっているのかというのは、先ほど御紹介があったところかと思えます。

○今川委員 そうすると、閲覧の対象物というのは全て、利害関係人であるということになると制限なしに自由に見ていると、こういうことでよろしいのでしょうか。

○岩井関係官 それは請求の内容によるのだと思えます。

○山本（和）部会長 請求というのは、閲覧の請求。

○岩井関係官 閲覧請求の対象によると考えられます。

○今川委員 そうしますと、請求の内容によって閲覧対象を制限して、その人に閲覧させていると、そういう趣旨でよろしいのでしょうか。

○岩井関係官 事案によって判断されているということだと思います。

○山本（和）部会長 小畑先生、関連のあれでしょうか。

○小畑委員 今の点についてですが、基本は記録につづられているものは全て閲覧の対象で、支障が生じる部分については、閲覧制限の規律により、閲覧制限を申し立てた部分について閲覧の対象外になるということだと思います。プライバシーに関わること、個人情報に関わることをどうするかというのは、IT化の議論とは別に、閲覧制限の対象をどうすべきかという問題だと思います。目的外利用を禁止する何らかの立法的な手当てができるのかという問題であり、閲覧そのものの制限事由にはなり得ないのではないかと考えていま

す。

○山本（和） 部会長 今川委員、よろしいでしょうか。

○今川委員 結構です。当然、許可をしていないものについては閲覧できないというのはよく分かっていて、実際に閲覧するものについて、全部できるのだろうとっていたのですが、今のでよく分かりました。ありがとうございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○富田委員 ありがとうございます。記録の閲覧については先ほど来から、事件の記録を電子化する以上、電磁的に記録を閲覧できるようにした方がいいのではないかとこの観点から、1点、システム構築をする際にお願いをしたいことがございます。

これに限らないのかもしれないのですが、記録を閲覧するということは、その記録にたどり着かないといけないので、検索の機能ですとか、例えば閲覧制限をする際、制限された人をどのように管理するのか、といったところがシステム構築の要件などになってくるのではないかと思います。その際に、いずれにしても利用者が利用しやすい電磁的システムにしていくということが大変大事だと思います。先ほど事件の記録の電子化の際に、PDFにするにしても、大変多くのPDFを裁判所の方がやろうとすると距離に例えて、とても長くなる話ですとか入力側の話がありましたが、入力のしやすさと利用者が検索しやすいデータシステムはどうあるべきなのかの両面で、システム設計を御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○櫻井委員 ありがとうございます。利害関係人に当たるかどうかというところですが、破産債権者も債権の届出をしていれば、手続に参加しているということで利害関係人に当たるという判断は可能かと思うのですが、債権調査の留保型では届出もしていないということになります。その場合、申立て時に債権者一覧表に記載されていれば利害関係人として扱うのかどうかといった議論が一つあり得るかと思ひます。それから、閲覧等を認める対象について、どのような記録の閲覧等を求めるのかに関わることだと思ひますので、個人的には、結局、記録ごとの個々の判断になるのかと思ひていました。ただ、先ほどの小畑委員のお話ですと、閲覧謄写の対象は原則、制限なしで、支障があるものについて制限するということでしたので、電子化された場合、利害関係人について一旦許可が出れば、いつでも閲覧等ができるということになると理解してよろしいのでしょうか。

その点については、先ほど申し上げた債権者が利害関係人に当たるのかどうか個々の判断になるのであれば、一旦、許可の対象になったからといって、全部いつでも見られるということではなく、煩雑になるかもしれないですが、個々に裁判所に判断していただくということがいいのではないかと思ひています。部会資料3のP10(2)に「(利害関係人に当たるかどうかの判断は) 閲覧等の請求の対象も踏まえた個別的な検討が必要」と記載されていた点も踏まえ、このように考えます。また、債権者や破産者の個人情報や、事業継続中の債務者の営業秘密等、守られなければならない情報が記録によってはあるのではないかと思ひますので、その辺りはきめ細やかな判断ができるような制度にした方がいいのではないかと思ひています。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○小畑委員 まず、私個人の意見としては、倒産手続においては債権者に対する情報提供が

一番大事だと思っていますので、裁判所に提出された記録に関しては、原則債権者は自由に閲覧できるということが望ましいと考えています。

ただ、櫻井委員がおっしゃられましたように、債権者かどうかの認定という問題がそこには生じてきますので、これは民事執行のときにも申し上げましたとおり、判断は書記官が行うことになると思うのですが、それは現行法でも同じ規律になっていると思っており、I T化によって大きく変わるということはないのだろうと思っており、閲覧すべき情報を個別的に制限するというのはすごく難しいことで、閲覧の対象の文書になるかどうかというところで制限を加えるしかないのだと思うのです。それは閲覧制限の規律の問題となりますので、今ですと、例えば民事再生手続ですと、事業譲渡に関するもの、または裁判所の許可に関するもので、事業の継続等に支障を来すような情報については閲覧制限の対象になるという規律になっていますが、例えば、プライバシーの問題が閲覧制限の対象にはなっていないということになりますので、裁判所に提出される記録に関しては、I T化の議論とは別に、閲覧をどのように規律すべきかという、大きな問題になってくると考えています。I T化の議論に関しては、一度債権者として認定されて閲覧が認められた以上は、その後はいつでも閲覧の対象にしていきたいと思いますので、その方向での制度設計を行うべきではないかと考えています。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○垣内幹事 垣内です。今の点について、また実情の確認の御質問ということになるのですが、現行法、破産規則の10条の2項で、この閲覧請求をする際に、その請求に係る文書その他の物件を特定するに足りる事項を明らかにするというようになっていて、当該特定された文書については利害関係があれば当然閲覧できるという形になっているかと理解しているのですが、一般的には破産債権者であるということがいえれば、これは利害関係人として、様々な文書について、それを特定して閲覧なり謄写なりの請求をすれば、できるという前提ではないかと思うのですが、現在の取扱いとして、特定された文書について利害関係ありとして閲覧が認められた場合に、当然に他の記録に含まれている様々な文書を見ることができるといえるような扱いになっているのか、それとも、それは個別に特定された文書が閲覧できる、あるいは謄写できるのであって、それ以外の文書について見ようと思えば、それは改めて閲覧等の請求をして、それが認められればという形になっているのか、これは裁判所の取扱いの実情というところの話なのかもしれませんけれども、今御議論になっている中で、その辺りのイメージについて、ややそれぞれの方の御理解が異なる部分もあるような感じもいたしましたので、もし裁判所あるいは法務省の方から御教示いただける点があれば、お願いできればと思います。よろしくお願います。

○山本（和） 部長 それでは、最高裁からお願いいたします。

○岩井関係官 書記官事務にも関わるところでございますので、実情を確認した上で、次回以降、また御説明させていただければと思います。

○山本（和） 部長 それでは、この点は、確かにややイメージが違う、皆さんの議論の前提が違うようにも思いましたので、少し裁判所の方にそこは調べていただくということにしたいと思います。垣内さん、この点はそれであれでしょうか。

○垣内幹事 はい、よろしくお願いたします。

○山本（和）部会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかにこの閲覧の点について、いかがでしょうか。

特段あれですかね。事務当局からあれば。

○脇村幹事 ありがとうございます。もう今日の御議論いただきまして、また最高裁から確認いただいた上で、また私たちも考えたいと思います。いずれにしても、今回の部会資料自体は、正に小畑先生がおっしゃったとおり個々の事案あるいは個々の資料ごとに利害関係で何か精査するというのではなくて、飽くまで利害関係があるかどうかを一般的に判断しているだろうという前提で、正に、例えば債権者であるとか、そういったことを念頭に考えていたところでございます。ですから、部会資料で個別にやるといったとしても、それは実は債権者であるかどうかを毎回確認しますかということ念頭に置いたものでして、当該請求の内容の資料の対象はこれだから許可するとかということは、少なくとも倒産のところでは考えなくていいのではないかと念頭に置きながら考えておりました。ですから、正に小畑先生がおっしゃったとおり、個別にやっということですと、それは正に閲覧謄写の規律自体、許可制に変えるとか、対象を絞るとか、そういったことだと思いますが、ただ、恐らくそれはなかなか、正に債権届出等の場面を考えると、難しいのだろうというふうな直感としては正直、思っているところでございます。

いずれにしても、倒産につきましては法律上は少なくとも立て付けが大分違っていることかと思しますので、それを念頭に置きつつ、かつ、今川先生の方から、利害関係の程度によってある意味、いつでも閲覧を変えるべきではないかという御指摘を頂いたと思います。ただ、一方で、民訴と違って難しいのは、当事者概念がなかなか倒産のケースは狭いというか、よく分からないというか、恐らく本当の意味の一番利害のある方は形式上当事者ではないというのですかね、例えば債権届出をされる予定の債権者などは、その時点では形式上当事者ではないと思いますけれども、恐らく当事者並みに閲覧、謄写をした上で届出したいかどうかを考えるような立場だとすると、そういった人について本当に裁判所に来ないと見られないということかという点については、もちろん御議論あるのかなと思っただけで伺っていたところでございますので、また少しその点辺り、御議論を今後も引き続きしていただきたいと思っただけでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

この点、よろしいでしょうか。

○小畑委員 すみません、少し指摘漏れなのですけれども、破産手続で10ページ目の(2)のところに書かれていると思うのですけれども、役員責任、否認の請求、債権査定等の査定手続ですが、訴訟に移行した場合は、閲覧等について民訴の規律を受けるということになると思います。破産手続における査定の段階では、より広い、破産法の適用を受けるという前提になるかと思うのですけれども、それでいいのかという問題意識を持っておりまして、その点についても御意見を伺いたいと思っただけでございます。よろしくお願ひします。

○山本（和）部会長 小畑委員の問題意識をもう少しあれですが、破産法の規定をそのまま及ぼしていいのかという問題意識を持っておられるということですが、具体的にはどのような規律が望ましいという。

○小畑委員 基本的には、破産事件における否認の請求とか役員査定は、事件番号は破産事

件とは別に付く関係でこれは何の手続なのだろうというところでございまして、非訟的な手続ではあるのですけれども、次に訴訟が予定されている手続なので、債権者であれば閲覧できる破産法の規律をそのまま適用していいのかというところの問題意識です。

○山本（和）部会長 例えば、否認請求などの事件については、破産であれば管財人が誰かに対して否認請求をしているということだと思えるのですけれども、その事件記録を、関係ないかどうか分からないけれども、他の破産債権者がそれを利害関係人として閲覧できるということによいのかという御疑問ということですか。

○小畑委員 はい。訴訟に移ったらそういう規律にはならないと思いますので、査定的な手続の場合はそういうことよろしいのかというところを。

○山本（和）部会長 なるほど、分かりました。今の御疑問の点で、もし何か委員、幹事で御意見等のおありの方がおられれば、この派生的な事件における閲覧の取扱いというところですけれども。特段、今の段階では。

○脇村幹事 恐らく今の立て付けで行きますと、適用される条文はもう破産法のあの規定しかないのだろうと思います。恐らくその上で、先生の問題意識を踏まえて、場合によっては利害関係の有無について付随事件ごとに判断していくということもあるのかなとか思いながら伺っていました。そういう意味で行くと、具体的な閲覧等の内容については、恐らく最高裁規則等で委任して定めることを前提に部会資料を作っており、特に、いつでも閲覧について、誰をいつでも閲覧の対象にするのかというところが少し、具体的に書くかどうかという問題が出てきているのかと思っております。そういう意味では、場合によってはそういった、具体的に書くことによって、ある意味、解釈がはっきりしてしまうというか、そういった問題が出てくるのかとも思いましたので、場合によっては本体と違って付随について、少しその辺の表現ぶりなりを検討していかないといけないという御指摘かなとも思いつつ、すみません、私がかかっていないかもしれませんが、またその辺は御意見を頂きつつも、実情も少し私たちも実務のことを聞きながら、考えていきたいと思っております。

○山本（和）部会長 小畑委員、それでよろしいですか。

○小畑委員 はい、よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 それでは、その点は更に引き続きで検討の対象にしていきたいと思っております。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、記録の閲覧の話は以上にしまして、引き続きまして、資料11ページ「6 送達等」、これについて事務局から、まず、資料の説明をお願いします。

○西関係官 事務局でございます。11ページ、「6 送達等」につきましては、まず、（1）電磁的記録の送達及び（2）公示送達、こちらにつきましては、破産手続における電磁的記録の送達及び公示送達につきまして、民事訴訟の手続と同様の規律を導入することについて御議論をお願いするところでございます。

次に、（3）の公告につきましては、現在、官報掲載の方法によることとされている破産手続における公告につきまして、インターネットを利用する方法を導入することにつきまして御議論をお願いするところでございます。公告につきましては、そのほかに即時抗告の起算点についての規律など、ほかに見直すべき規律がないかというところも問題とな

り得るところでございまして、この点につきましては（注）に記載をさせていただいたところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この送達等の点、どの点からでも結構ですので、御発言いただければと思います。

○小畑委員 システムによる送達のところでございますけれども、規律自体は全面的に賛成なのでございますけれども、破産手続の場合は送達は余りなく、通知が多くなっています。開始決定の通知、債権の異議等に対する通知、再建型ですと議決権行使に関わる決議に関する通知、また、裁判所ではなく管財人による通知ですけれども、配当通知等がございます。通知に関しては、多数債権者事件ですと多額の費用が掛かるというようなところが一番問題かと思っております、それを解消するため、このシステム送達の規律を通知にも及ぼすということができれば、迅速化にも資しますし、コスト削減にも効果を発揮するというところでございます。その場合、このシステム送達という形で通知を行うのか、それとも電子的な通知ということシステム送達と同じような形で行うのかという点も含め、また、裁判所の通知ではなく管財人からの通知、重要な通知についても、このシステムの利用が有用なのではないかと考えているところでございます。是非御検討をよろしくお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○櫻井委員 ありがとうございます。まず、質問なのですが、（3）の公告について、今回の資料には「官報に掲載してすることに加えて」と書かれているのですが、研究会の報告書では確かここは、「官報に掲載してするとされている規律に代えて」となっていたかと思えます。変えられた趣旨を、まず教えていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。ここにつきましては、インターネットを利用することと、今現在行われている紙媒体の官報を廃止することは、論理的には別の問題だろうということを改めて考えまして、それぞれについて議論していただきたいという趣旨で、こう書かせていただきました。ですから、もちろん論理的組合せとしては、官報公告がなくなってインターネットのみという組合せもあるでしょうし、両方もあるということで、両方別の問題ということ意識していただきたいと思って、変えたということに尽きているところでございます。

○山本（和）部会長 そのような趣旨ということですが、櫻井委員、どうでしょうか。

○櫻井委員 はい、分かりました。公告と即時抗告期間の起算点の在り方などにも関連すると思われますので、後ほどまた意見を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小澤委員 ありがとうございます。今の点にも少し関連するのですが、今回、官報公告に加えてインターネット公告を行うという御提案になっておりますが、そのような立法事実があるのか、つまりは現在の官報公告の問題点や課題をインターネット公告により解消すべきかという視点が重要なのではないかと考えています。IT化に伴って機械的にインターネット公告を併せて行うという性質のものではないと考えています。

先ほどどなたかからも御指摘がありましたけれども、破産公告については、いわゆる破産者マップ事件といわれる官報掲載情報の拡散によってプライバシーが侵害されて、生活再建を阻害され、安全な生活を脅かされている当事者が現に存在しておりまして、実際、相談の現場でもそれがネックになるということもあります。一度インターネット上に破産者情報が流れてしまうと、それが拡散されることで永久に消えることがないということにもなりますし、これは現在進行形の問題で、何らかの政策が必要なのではないかと考えています。これは官報公告をインターネットで公開していることが原因ということだと思いますので、言わばIT化の負の部分といえるのかもしれませんが。別途の方法でインターネットを利用した公告をしても、同じ問題が起きることは懸念されると思っています。

もちろん破産公告の法的性質を十分に踏まえる必要はあると思っていますが、債権者保護と当事者のプライバシーの保障との比較衡量の視点も必要ではないかと考えておりまして、破産公告そのものの課題の整理も必要ではないかと思っています。IT化の負の部分が拡大するような制度設計は避けるべきだという意見を持っています。このように、官報公告に関しては実務に関わる司法書士からの改善要望が強くありまして、その存否、公告の方につきましては、またこちらでもしっかり検討して意見を述べていきたいと考えているところであります。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○今川委員 2点、今の小澤委員のところは、私もそのように、実務でそういうことを取り扱っている弁護士から聞くと、同じような意見を持っております。すなわち、官報に代えてIT化で電子公告をするということになると、官報以上に拡散の可能性があるのではないかと。私は青木先生の紹介のあった、ドイツの制度がいいのかなと思っていたのですが、ただし2週間でも個人というか、消費者がIT化で出てしまうと、それはやはり拡散という意味では官報以上のものがあるのではないかと考えますので、そういう意味でもここは非常に難しい問題で、小澤委員と同じような意見を持っております。

それから、もう一つの方は、先ほど小畑委員のおっしゃったことなのですが、これは民訴法でも今、当事者間ではファクスの直送というのを認めておいて、今度は事件管理システムにおいても直送を認めるということですから、当然、破産管財人が債権者に通知する場合にはそれが使えるのだろうという理解をしておりますが、その点が間違いないのかということと、ただ、問題は全ての人が、債権者も事件管理システムに登録しないと、それが使えないという意味では、その点をどのように考えるのかというのが課題かなと、このように思っております。

以上、意見と質問でした。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。質問の部分は、脇村さんから。

○脇村幹事 ありがとうございます。脇村です。小畑先生がおっしゃっていた通知の関係で今、お話がありましたので、少し私も説明といたしますか、考えていることを話させていただきますと、まず、裁判所からの通知につきましては、恐らく通知の一種として送達を位置付けるのか、そもそも通知自体をシステムに作るという規律、送達と離れて規律を作るのか、いろいろ作り方があると思いますけれども、私のこの部会資料のイメージは、恐らく通知の一つの方法として送達が位置付けられるとすると、システム送達を導入すれば、それを使って送達がされれば、それは通知されたということになるという整理なの

かな、みたいなことを考えながら作っていたところです。

一方で、裁判所からではない通知、正に送達でない場面における、先ほどから出ていた、管財人等がほかの人に知らせることについては、恐らくダイレクトに送達の話は出てこないですので、それを一からここだけ作るのかどうかという話が出てくるのかと思います。先ほど今川先生から、いわゆるシステム送達の議論がありました。ただ、あれは私の理解するところでは、今後システム送達、規則等を手当てするかどうかという問題はあろうかと思いますが、議論していたのは、訴訟記録の中に、例えば準備書面等があり、それを送るのではなくて、見ることによって通知したことといたしますか、直送したことと同じに扱いますかという議論をしていたのだと思います。そうしますと、今の破産管財人が通知するという内容は、恐らくそういった話とは少し違ってくる話だと思いますので、正に裁判所が本当に関与しない部分について裁判所が関与するシステムを作るのかという問題だと思いますので、そこは大分次元が違う話かなと思って伺っていたところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 今、脇村さんからお答えがあったこととも関わるのですが、私も送達と公示送達について民事訴訟手続と同様の規定を置くことには特に異論がなく、ただ、小畑先生がおっしゃったような通知をどうしたらいいのかというところは、やはり破産独自の問題で、一番使われるもので、しかもコストを下げなければいけないところなので、そこに重点を置いて議論すべきであろうかと思っています。もちろんシステムを使えば、システム送達の方法を使って通知をするということもあると思うのですが、そもそも送達だと手続が重すぎるので通知にしたという現在の破産法の経緯を考えると、システム送達で効力発生時期とかいろいろ決まっておりますし手続が重い可能性もあり、電子メールの利用に対しては批判的な意見があったと思いますが、通知についてはシステムを使わずに、電子メールなどの方法でもいいのかと思っています。柔軟な電子的な方法による通知を認めるべきだというのが私の意見です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○井下委員 金融機関は、主に、破産債権者の立場と破産者や債務者に対して債務を負担する立場で破産手続に関与していくことになります。後者の立場において第三債務者と類似する立場に置かれる金融機関は、送達・通知に対して、速やかに、かつ確実に対応するための体制を構築しており、通知がシステム送達というかたちで行われるならば、この体制に負担が加わることにならず、使いやすく、IT化促進に乗りやすいような制度設計にさせていただく必要があると考えておる次第でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○櫻井委員 冒頭にした質問に関連するのですが、仮にインターネットによる公告をすることになった場合、インターネットによる公告の方が、手続としてやはり官報公告に比べると早いだろうと思います。前提として、インターネットによる公告について、いつから効力が発生するかを明確に決める必要があって、例えば、この御紹介いただいているドイツの例ですと、「公表後2日の経過によって生じる」と書かれていますので、そういった形で何がしか具体的に決めることになると思います。そのうえで、インターネットによる場合と官報公告による場合が併存しうるとするとすれば、理論的には効力発生時点が

複数あることになり、それは制度的にあり得ないと思いますので、併存の在り方を決める必要があると思います。例えば、さきほどからご意見が出ているように、特に個人の破産者の場合は、個人情報、プライバシーの保護の観点から、インターネットによる公告はせず、官報公告だけにするとといったことが考えられますし、あるいは、効力の発生時期を遅い方または早い方とするといった議論も必要になるのではないかと思いますので、意見として申し上げます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

○小畑委員 公告に関しましては、弁護士の間でもいろいろな意見が分かれるところでございます。破産者マップの問題も含めていろいろな意見が出てきているところです。私個人としては、やはりIT化に伴って、まず電子公告を推進すべきであるという意見でありまして、破産手続における集団的、画一的な処理という点から見て、公告の持つ機能は軽視すべきではありませんし、公告には善意悪意の推定の問題もございます。公告は重要な制度であるという認識をまず持つべきであると思います。その上で、いろいろな病理的な現象に対して、公告の問題として解決するのか、そのほかの方法、例えば個人情報の保護の問題として解決するのかというところを検討すべきであって、病理的な現象があるから公告について後退させるような考え方は、私としてはいかがなものかと考えているところがございます。ここはいろいろな意見があるということをお伝えしたかったというところがございます。要するに、電子公告によって公告の効力を早く発生させることによって、例えば即時抗告期間が実質1か月になっているとか、手続移行がある場合にも確定まで時間が掛かって、その間、保全管理が必要であるというような状況になっているものを少しでも改善できるような方向で制度改革をお願いしたいと考えているところがございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 今の御意見に関して、ネットに詳しい方というとお一人になってしまうのですが、技術的なことの説明をお伺いしたいのですが、ウェブで公告をした場合、公告の時点というのが確実に固定的に、事後的にこの時点だということが確実に言えるというような仕組みになっているのでしょうか。そこが崩れてしまうと、即時抗告期間の始期の問題であるとか、善意悪意の推定の変わる時点というのが変わってくる、揺らいでくると思うので、官報公告と共に公告だということ、官報公告の補助的な手段としてウェブで公告すべき情報を公開するというのと、選択肢は分かれてもいいような、どうしてもウェブを使いたいのであれば、分かれるような気もいたしまして、ウェブで公開した場合に、この時点で公開されたのだというのは確実に事後的に判明するのかどうかという点をお伺いできればと思います。

○山本（和） 部会長 事実上の御指名だと思いますので、湯浅委員、お願いできればと思います。

○湯浅委員 御質問ありがとうございます。ウェブで公開するといっても、実際にはいろいろな方法があるのだと思うのです。HTMLという言語で普通にただ単に文字情報としてウェブサイト、ホームページに載せるという方法、それから、PDFファイルをウェブサイト上にアップロードしておいて、ウェブサイトからPDFファイルをダウンロードできる方法、ファイルそれ自体にも、例えば、いつ作成されたということを確実に検証できる

ような電子証明書やタイムスタンプその他を付加したものをウェブサイトにアップロードすると、やり方はいろいろでございます。一般的に普通のホームページというのは、それ自体の一つの実体としてはテキストファイルにはなっているわけですが、そのテキストファイルは幾らでも書き換えが可能ですので、普通のホームページにただ記載しただけでは、それが何月何日何時何分に確実に公開されたものであるということを証明するということは難しいと思います。したがって、何月何日に確実にウェブ上に公開されたということを保証したいということであれば、やはり普通のホームページに単純に文字で記載するのではなくて、何らかの作成日時が証明できる手立てを講じたPDFファイルをホームページ上にアップロードするということになります。ただし、ホームページ上にアップロードされたということをまた確実に検証しようとする、今度はホームページ上確実にそのPDFファイルが置かれましたということを別のログファイルで検証しなければならないということになりますが、検証すること自体は不可能ではないということでございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 その検証が容易なのかどうかというのが結構問題だろうと思うのです。この場で議論するのが適当なのかどうか分かりませんが、事務当局に、湯浅先生にもう少し詳しい情報をお伺いいただいて、実用に耐えるものになり得るのかどうかというのを御検証いただければと思います。

○湯浅委員 承知いたしました。どの程度のところまで検証可能性が必要かということと、誰が検証できるようになっていなければならないかということも今の山本委員の御指摘では重要かと思っておりますので、事務局と相談させていただきたいと思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。どうかその点、よろしく願います。

ほかに、この送達、公告の点について御発言はございますでしょうか。

よろしいですか。事務当局は何かありますか。

○脇村幹事 すみません、特に（3）の公告については、なかなか難しい問題であるということも今日、よく改めて分かりました。公示送達もそうですけれども、やはり公示をしないといけないと、広く知らせないといけないのだという要請があるということを前提として議論を普通、した上で、インターネットについてどうしようかという議論をしていました。それは民事訴訟もそうなのでありますけれども。恐らくそこが少し破産は違うという議論なのかなんかという感じがしながら思っておりまして、それは広く知らしめること自体が本当にいいのかということ自体がやはり議論を元々されていた分野なのかと思っております。ではどうしたらいいのだというのがまた難しい問題になってくるところでして、公告の方法自体だけで解決する問題かどうかという点も含めて考えないといけない問題なのだろうとは思っているところでございます。ですから、特にこの問題につきまして、インターネットですればいいのだ、しないといけないのだというだけで決着が付く話なのかどうかについて、私たちもよく考えていきたいと思っておりますし、御意見いただきたいと思っております。

また、官報を廃止してインターネットに一本化する、あるいは両者を併存した場合の両方の関係については、正に議論がありましたとおり、実際には二つ併存した場合であっても、例えば官報自体が公告であり、飽くまでインターネットは補助的なのだという整理、そうしますと起算点は官報になりますし、併存した場合に逆はなさそうな気がしますので、あるとすると、官報もインターネットも両方、公告なのだということで、遅い方を起算

点にするみたいな話なのかもしれません。ただ、それが本当にいいのかどうかも含めて考えないといけないと思いますし、制度としてインターネットをビルトインするということについての御懸念を今日頂きましたので、私たちも、解決策が浮かぶかどうかという問題はあるのですけれども、少し考えていきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。今の御発言にもありましたように、問題はかなり破産手続の根幹に関わる部分にも関係する可能性がある議論になるということかと思しますので、この問題もまた引き続き御議論は頂きたいと思います。

よろしければ、次は、破産のところでは最後ですけれども、資料12ページの「7 その他」の点に入りたいと思います。まず、事務当局から御説明をお願いいたします。

○西関係官 事務当局でございます。12ページの「7 その他」でございますが、ここまで御議論を頂いたほかにも破産手続のIT化に関して検討が必要な事項があるかということにつきまして、御意見を頂ければと考えております。その具体例といたしまして、書証、証人尋問及びその他の証拠調べの点につきまして、（注）に記載をさせていただいておりますが、これ以外にも考えられる点がございましたら、御意見を頂戴できればと考えております。

○山本（和）部会長 というような趣旨でございますので、破産関係でもし何でもあれば、問題点の御指摘を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

特段ございませんでしょうか。

それでは、また何かお気づきの点があれば、適宜事務局等にも言っていただければと思いますが、取りあえず先に進ませていただきます。

それでは、この資料の最後、12ページの第2、民事再生、会社更生、特別清算、それから承認援助手続についての議論ということですが、まず、事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○西関係官 事務当局でございます。現行法における倒産関係手続といたしましては、破産手続のほかにも再生手続や更生手続、特別清算の手続や承認援助の手続などがございます。これらにつきましても破産手続と同様にIT化をすることが考えられまして、この点について御議論をお願いするところでございます。これらにつきましても、基本的には破産手続と同様の検討が妥当するのではないかと考えられるところでございますが、それぞれの手続の特性に鑑みまして、破産手続と別途の考慮が必要な点もあるかと存じます。そのような点につきましても御意見を頂戴できればと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、これらの手続について御自由に御発言を頂きたいと思いますが、まず、小澤委員、失礼しました。

○小澤委員 申し訳ありません。総論として、この再生手続等についてもインターネットによる申立てを行うことができるようにすることについて、もちろん賛成します。国民の利便性も高まって、裁判所としても事務処理の効率化に資すると思っています。司法書士が関わるのが比較的多い個人再生については、特に機械的な計算が多いので、事件管理システムによる各種計算が自動化されれば、当事者や裁判所の事務処理省力化の観点からするとメリットが非常に大きいのではないかと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 基本的には破産手続において申し上げたとおりなのですけれども、民事再生手続につきましては運用上、原則として監督委員が選任されるという状況になっておりますので、監督機関である監督委員の報告等についての義務化の問題というのが出てくるかと思えます。また、監督委員は否認権の行使に関して当事者となりますので、破産管財人と並列的に考える必要があるのではないかと考えております。

もう一つが電子投票に関してなのですけれども、今は実務上は書面投票が主流でございまして、併用制が採られている裁判所もあるのですけれども、書面投票に代わり電子投票を行う場合、又は書面投票と電子投票両方を並列させて行うような場合に、電子投票についてどのようなシステムで、どのような規律で行うのか、現在、民事再生と会社更生の規則には電磁的記録による投票方法についての規定は既にありますので、法制度上というよりもシステム上、どう実行していくのかということについて、少し突っ込んだ検討が必要なのではないかと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 幹事の杉山です。私も破産以外の再生、更生、その他ここに挙がっている手続全てについて同様にIT化することに賛成で、記録などについても同じように考えるべきであると思えます。手続が移行する可能性があるので、片方の手続は書面で片方はオンラインということになりますと、手続がすごく複雑になりますので、同じような取扱いをするのが望ましいと思えます。それは、事件が多いか少ないかに関わらずということです。件数は少ないということですが、外国倒産の問題についても、破産法などにも外国管財人が出て、いろいろ問題はあると思えますけれども、外国管財人などの申立てについてもオンラインでできるという方向を許容していくのがいいのではないかと思えます。例えば、承認援助の場面で承認管財人のみオンライン申立てができるということになりますと、余りIT化するメリットもないように思えます。

あと、小畑委員がおっしゃった手続機関の義務化の話ですけれども、破産の議論のときには申し上げそびれたのですけれども、民事訴訟法上のIT化、オンライン申立てが義務化されている人はもちろん、最初は倒産手続の機関に当たる人であれば申立て等を義務化してもいいとは思っていましたが、DIP型の手続だと少し問題があるかと思えますので、少なくとも裁判所に選任されたような手続機関については、裁判所のIT化による事務処理の効率化に協力する義務のようなものがあるとみなして、オンライン申立て等を義務化するというのが適当ではないかと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。脇村さん、もし何かあれば。

○脇村幹事 ありがとうございます。恐らく、この再生、会社更生、特別清算の中でも、倒産と少し違うものがあるのは先ほど杉山先生からお話があったとおりでございまして、そこはきめ細やかに考えていきたいと思っております。恐らく、倒産の中で、例えば破産管財人というか、管理人といいますか、選任された話が出てきましたけれども、破産管財人について義務化するかどうかはこれからの議論ですけれども、義務とした場合に、その理由が当てはまるかどうかというアプローチもあるのかと思っております。そこは私

たちも考えていきたいと思ひます。ただ、恐らく事案としてITがふさわしい事案があるのは間違いないとも思ひておりますので、その辺、また私たちが倒産の議論を踏まえながら考えていきたいと思ひております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。この倒産手続全体に関することでも結構ですが、おおむね御意見は出尽くしたでしょうか。

それでは、部会資料4が残っているわけですが、これを全部終える自信は必ずしもないところで、また、中途半端な形で残すよりは、全部後回し、後で御紹介があるように、次回は人訴、家事を取り上げる予定ですので、それに挟まれるよりは、全部後ろに、次の次に回す方が流れとしてはよいかと思ひますので、予定した時間より早く終わって怒られる人はいないと思ひますので、今日はこの程度にさせていただければと思ひます。

それでは、次回の議事日程等について事務局から御説明を頂ければと思ひます。

○脇村幹事 ありがとうございます。次回の日程は、令和4年5月27日金曜日、午後1時半から午後6時まででございます。開始時間がいつもと違ひまして、1時半でございますので、御注意ください。場所については、追ってお知らせいたします。

次回につきましては、今、部会長から御案内のあったとおりでありまして、人事訴訟法、家事事件手続について別途部会資料を御用意し、そちらについての御議論を頂きたいと考えているところでございます。部会資料4の非訟につきましては、また別途、検討する時間を設けたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山本（和）部会長 それでは、本日の会議は以上で閉会とさせていただきます。

本日も長時間にわたりまして熱心な御審議を頂き、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—